

# 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 キープ the モータース保険 約款集 〈事業活動総合保険普通保険約款および特約〉

## もくじ

- 事業活動総合保険普通保険約款 ..... 1～18 ページ
- 特約適用規定 ..... 19 ページ
- 特約 ..... 20～29 ページ



損害保険ジャパン株式会社

# 事業活動総合保険普通保険約款

## 第1章 物損害担保条項

### <用語の定義（五十音順）>

この条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一時持ち出し中	記名被保険者の業務のために従つて、対象施設より一時的に持ち出され、使用または管理されている状態をいい、野積みおよび建物内収容の状態を除きます。
格落ち損害	保険の目的の価値の下落をいいます。
仮設の建物	年間の使用期間が3か月以下の建物をいいます。
記名被保険者	保険証券の被保険者氏名欄に記載された者をいいます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
建設機械等	建設用工作車、破碎機等の工事用機械をいいます。
骨董	希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。
再調達価額	損害が発生した地および時ににおける保険の目的と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに要する額をいいます。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物および特許権、著作権、商標権等の財産権を含みません。
敷地内	囲いの有無を問わず、保険の目的の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または記名被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
自動車	原動機を用い、かつフレールまたは架線によらないで運転する車またはこれにより牽引される車をいい、これに付属する機械または装置を含み、原動機付自転車および身体障害者用の車いすを除きます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等によって生じた事故をいいます。
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。ただし、門、堀および垣は含みません。
船舶	船舟類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを除きます。
騒擾およびこれに類似の集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であつて、暴動に至らないものをいいます。
損害	この章における損害には、消防または避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。
損害防止費用	損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をいいます。
対象敷地内	対象建物の所在する敷地内をいいます。
対象事故	日本国内において保険期間中に発生した第1条（損害保険金を支払う場合）(1)のいずれかに該当する偶然な事故をいいます。
対象施設	記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の施設をいいます。
対象建物	記名被保険者が所有または占有する業務用の建物（注）をいいます。 <b>（注）建物</b> 一部を占有する建物を含みます。
建物	屋根を有する土地に定着した建造物であつて、人が立ち入る用途のものをいいます。ただし、アーケード、坑道、洞窟等を除きます。なお、建物の所有者が所有する業務用の畠、建具その他これらに類する物および電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備は、特別の約定がないかぎり、建物に含まれるものとします。
他の保険契約等	この条項における保険の目的と同一のものについて締結された第1条（損害保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
電気的事故または機械的事故	偶然かつ外來の事故に起因しない電気の作用または機械の稼動に伴つて発生した保険の目的の電気的または機械的事故のうち、不測かつ突然的に発生したものをおいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
日本国	領土、領空および領海等の地理的な日本国をいいます。
野積み	保険の目的を建物外に積むことをいいます。

破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
風災	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災をいい、洪水、高潮等を除きます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
法令等	建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等の各種法令および公的機関からの通達等をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時ににおける保険の目的の価額をいいます。
保険金	損害保険金、通貨等盗難損害保険金および物損害事故付随費用保険金をいいます。
保険の目的の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額（注）を差し引いた額をいいます。ただし、商品・製品等は、仕入価額または原価等のその保険の目的の性質または状況に応じた価額とし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品は、その保険の目的と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。 <b>（注）減価額</b> 保険の目的の種類ごとに、次の額を限度とします。 ア. 設備、装置または機械 稼働しているものは再調達価額の70%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは保守管理の状況および使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。 イ. アに規定する以外のもの 日常生活または業務に使用できる状態のものは再調達価額の50%に相当する額を限度とし、これに該当しないものは使用による消耗または経過年数等に応じて再調達価額の90%に相当する額を限度とします。ただし、消耗品等、一定の期間ごとに使用または経過に伴う交換が必要なものは、再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
物損害事故付随費用	損害保険金が支払われる場合において、対象事故に直接起因して発生する第2条（費用保険金を支払う場合）に該当する費用のうち、当会社が妥当と認めた費用をいいます。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
輸送中	輸送（注1）のために輸送区間の始点より搬出された時から、通常の輸送過程（注2）を経て、輸送区間の終点へ搬入される時までの間をいいます。ただし、建物内収容の状態を除きます。 <b>（注1）輸送</b> 展示または巡回販売に付随する輸送を含みます。 <b>（注2）通常の輸送過程</b> 輸送途上における積み替えのための一時保管を含みます。

### 第1条（損害保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この章および第5章基本条項に定めるところに従い、対象事故によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。

対象事故	保険の目的および所在地	建物外			
		建物内 (注1)	輸送中・ 一時持ち 出し中	左記以外	
	商設 品備 ・ 製作 品器 等等	設 備 ・ 什 器等	商 品 ・ 製 品等	設 備 ・ 什 器等	商 品 ・ 製 品等
① 火災、落雷、破裂または爆発	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
② 風災・雹災または雪災	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
③ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦の事故を除きます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④ 給排水設備に生じた事故または記名被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、②または⑦の事故を除きます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥ 盗難	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
⑦ 水災	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
⑧ 電気的事故または機械的事故	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
⑨ 上記①から⑧以外の不測かつ突然的な事故	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		

※上表中、「○」あるのは①から⑨までのいずれかの対象事故によってその保険の目的に生じた損害に対して保険金を支払うことを表しています。

- (2) 当会社は、第6条（保険の目的の範囲）(3)(6)の規定にかかわらず、対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある記名被保険者の業務用の通貨もしくは預貯金証書等（注2）または記名被保険者が所有する自動販売機内に収容されている通貨（注3）の盗難によって損害が生じた場合は、その損害に対して、この章および第5章基本条項の規定に従い、通貨等盗難損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次の事実がいずれもあつたことを条件とします。
- ① 保険契約者または記名被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先手にて被害の届出をしたこと。
  - ② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。
- (3) (2)の通貨もしくは預貯金証書等のうち、手形または小切手に盗難事故が発生した場合には、記名被保険者は直ちに次の措置をとらなければなりません。
- ① 振出人または引受人および取引金融機関に対して盗難事故発生の通知を行い、かつ、事故手形または小切手の支払いの停止を依頼すること。
  - ② 公示催告の申し立てを行ひ、かつ、所定の時期に除権決定の申し立てをすること。
  - ③ 警察署等に届けて、盗難事故に関する証明書を取り付けること。
  - ④ その他当会社の要求した手続を行うこと。
- (4) 当会社は、(3)(2)の公示催告手続に要する費用を損害の額の一部として通貨等盗難損害保険金を支払います。
- (5) 当会社は、手形または小切手に盗難事故が発生した場合は、次の損害に対しては、通貨等盗難損害保険金を支払いません。
- ① 手形または小切手の不渡損害および支払拒絶による損害
  - ② 一切の金利損害
  - ③ 原因または時期を問わず、価値の下落損害
- (6) 記名被保険者が正当な理由なく(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて通貨等盗難損害保険金の額を支払います。
- (7) 手形または小切手に盗難事故が発生した場合に当会社が通貨等盗難損害保険金を支払う時期は、(3)(2)の除権決定手続終了日または満期日のいづれか遅い日以降とします。
- (注1) 建物内**  
対象建物以外の建物内を含みます。
- (注2) 通貨もしくは預貯金証書等**  
通貨には、第6条（保険の目的の範囲）(3)の規定にかかわらず、第三者より売上金として收受した手形、小切手または商品券、および商品である印紙、切手、プリペイドカードまたは商品券を含むものとします。  
また、預貯金証書とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
- (注3) 記名被保険者が所有する自動販売機内に収容されている通貨**  
対象建物内に設置された自動販売機に収容されている通貨に限ります。
- 第2条（費用保険金を支払う場合）**  
当会社は、損害保険金が支払われる場合において、対象事故に直接起因して発生する物損害事故付随費用に対し、この章および第5章基本条項の規定に従い、物損害事故付隨費用保険金を支払います。
- ① 残存物取片づけ費用  
残存物取片づけ費用とは、損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
  - ② 修理付帯費用  
修理付帯費用とは、保険の目的に損害が生じた結果、その保険の目的の復旧にあたり必要ないづれかに該当する費用をいいます。
- ア. 損害が生じた保険の目的を復旧するためにするその損害の原因の調査費用（注1）  
イ. 保険のために生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用（注1）。ただし、保険のために損害が生じた時からその保険の目的の損害復旧期間（注2）を超える期間に対応する費用を除きます。
- ウ. 損害が生じた保険の目的である設備または装置を再稼働するために要する保険の目的の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
- エ. 損害が生じた保険の目的の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の目的の復旧完了時における価額を除きます。
- オ. 損害が生じた保険の目的の代替として使用する物の賃借費用（注3）。ただし、損害が生じた保険の目的をその地において借用する場合に要する賃借費用（注3）を超えるものを除きます。
- カ. 損害が生じた保険の目的の代替として使用する仮設物の設置費用（注4）および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用（注3）  
キ. 損害が生じた保険の目的を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
- ③ 法令変更対応費用  
法令変更対応費用とは、保険のために損害が生じた結果、その保険の目的を復旧するにあたって、法令等により、罹災直前の状態に復旧することが不可能な場合におけるいづれかの費用をいいます。
- ア. 法令等の変更に伴い、復旧のために必要となった追加費用  
イ. 法令等の変更に伴い、その事故が発生していない保険の目的の取りこわし、修理、変更を行つた費用
- ④ 工コ対策費用  
工コ対策費用とは、保険のために損害が生じた結果、その保険の目的を復旧するにあたって、当会社が環境に資すると認めた製品に買い換える場合、もしくはそれを使用して修繕する場合の追加費用（注5）をいいます。
- (注1) 調査費用**  
記名被保険者の役員または使用人にかかる人件費を除きます。
- (注2) 損害復旧期間**  
保険の目的を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
- (注3) 賃借費用**  
敷金その他賃貸契約終了時に返還されるべき一時金および損害復旧期間（注2）を超える期間に対応する費用を除きます。
- (注4) 仮設物の設置費用**  
保険のために復旧完了時における仮設物の価額を除きます。
- (注5) 追加費用**  
復旧のために要する費用から、罹災直前の状態に復旧するために通常要する費用を差し引いた額をいいます。
- 第3条（保険金を支払わない場合）**
- 当会社は、次のいづれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または記名被保険者（注1）の故意もしくは重大な過失または法令違反<sup>レヒラ</sup>  
② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については、保険金を支払います。
- ③ 次のいづれかに該当する物について第1条（損害保険金を支払う場合）(1)(2)の事故により生じた損害  
ア. ゴルフネット（注3）ならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等および商品・製品等  
イ. 建築中の屋外設備・装置

- ウ. 桧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置  
エ. 海上に所在する設備・装置
- ④ 対象建物外に設置された看板、自動販売機（注4）について生じた損害
- ⑤ 機械（注5）に収容されている記名被保険者の業務用の通貨または商品に生じた盗難による損害。ただし、機械（注5）と同時に損害を被った場合、または機械（注5）本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合については、保険金を支払います。
- (2) 当会社は、次のいづれかに該当する事由によって生じた損害等に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戰争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1) 保険契約者または記名被保険者**  
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
- (注2) のぞ者**  
その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。
- (注3) ゴルフネット**  
ボールを含みます。
- (注4) 自動販売機**  
収容している商品を含みます。
- (注5) 機械**  
自動販売機、コインゲーム機、両替機等をいいます。
- (注6) 核燃料物質**  
使用済燃料を含みます。
- (注7) 核燃料物質によって汚染された物**  
原子核分裂生成物を含みます。
- 第4条（保険金を支払わない場合－電気的事故または機械的事故、不測かつ突発的な事故）**
- 当会社は、第1条（損害保険金を支払う場合）(1)(8)または(9)の事故によって保険のために生じた損害のうち、次のいづれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険の目的の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、記名被保険者またはこれらの者に代わって保険の目的を使用もしくは管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかつた欠陥によって生じた損害については、保険金を支払います。
- ② 保険の目的の自然の消耗または劣化（注1）もしくは保険の目的の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、浸食、キヤビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害またはねずみ食い、虫食いの他類似の事由に起因してその部分に生じた損害
- ③ 差押え、収用、徴収、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については、保険金を支払います。
- ④ 製造または加工（注2）されている間の保険の目的に生じた損害
- ⑤ 保険の目的のうち管球類に生じた損害。ただし、保険の目的の他の部分と同時に損害を被った場合については、保険金を支払います。
- ⑥ 保険の目的の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であつて、保険の目的ごとに、その保険の目的が有する機能の喪失または低下を伴わない損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合については、保険金を支払います。
- ⑦ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑧ 保険の目的の置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害
- ⑨ 機械（注3）の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、それらに収容されている記名被保険者の業務用の通貨または商品が規定額または規定量以上に出ることによって生じた損害
- ⑩ 保険の目的である楽器に生じた次のいづれかの損害  
ア. 終（注4）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の目的の他の部分と同時に損害を被つた場合については、保険金を支払います。
- イ. 音色または音質の変化
- ⑪ 保険の目的が液体、粉体、気体等の流動体である場合における、保険の目的の汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固化形、化学変化、品質低下、目減りおよび分離・復元が不可能もしくは困難となる等の損害
- ⑫ 保険契約時に亀裂その他の亀裂があったガラスに生じた損害および取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
- ⑬ 保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者の業務に従事中の使用者の故意による損害
- ⑭ 記名被保険者または記名被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害
- ⑮ 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- ⑯ 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害。ただし、建物の外側の部分（注5）が第1条（損害保険金を支払う場合）(1)(2)の対象事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害については、保険金を支払います。
- ⑰ テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準じるものに生じた損害
- (注1) 保険の目的の自然の消耗または劣化**  
保険の目的が機械、設備または装置である場合は、日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。
- (注2) 加工**  
保険の目的に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業を除きます。
- (注3) 機械**  
自動販売機、コインゲーム機、両替機等をいいます。
- (注4) 終**  
ピアノ線を含みます。
- (注5) 建物の外側の部分**  
外壁、屋根、開口部等をいいます。
- 第5条（保険金を支払わない場合－商品・製品等）**
- 当会社は、保険のためにある商品・製品等について生じた損害のうち、次のいづれかの損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 冷凍・冷藏装置または設備の破壊、変調もしくは機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
- ② 万引きその他対象施設に不法に侵入しなかつた者によりなされた盗取によって生じた損害。ただし、暴力行為を伴う場合については、保険金を支払います。
- ③ 檜品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者によりなされた盗取により生じた損害については、保険金を支払います。
- ④ 保険の目的の受け渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害



営業費用	売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等の営業に関する費用をいいます。
営業利益	売上高が営業費用を上回った場合の売上高から営業費用を差し引いた額をいいます。
仮設の建物	年間の使用期間が3か月以下の建物をいいます。
記名被保険者	保険証券の被保険者氏名欄に記載された者をいいます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
供給者等	商品・製品等の供給物を直接記名被保険者に供給する者または商品・製品等を直接記名被保険者より受け入れる者をいいます。
経常費	事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要するすべての費用をいいます。
骨董	希少価値または美術的価値のある古道具・古美術品その他これらに類するものをいいます。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物および特許権、著作権、商標権等の財産権を含みません。
自動車	原動機を用い、かつフレームまたは架線によらないで運転する車またはこれにより牽引される車をいい、これに付属する機械または装置を含み、原動機付自転車および身体障害者用の車いすを除きます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
収益減少額	標準売上高からてん補期間中の売上高を差し引いた額をいいます。
収益減少防止費用	標準売上高に相当する額の減少の発生および拡大を防止するためてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。ただし、第1章物損害担保条項第7条(損害額の決定)(5)に規定する損害防止費用は含みません。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
商品流通管理システムの中止	不測かつ突発的な事由に起因して、商品流通管理システムの機能が停止、中断または阻害されることをいいます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等によって生じた事故をいいます。
雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。
船舶	船舟類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを除きます。
喪失利益	事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
騒擾およびこれに類似の集団行動	群衆または多数者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穀が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、第2条(保険金を支払わない場合)(2)①の暴動に至らないものをいいます。
損失	喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
損失等	損失および営業継続費用をいいます。
対象敷地内	対象建物の所在する敷地内(注)をいいます。 <b>(注) 敷地内</b> 囲いの有無を問わず、対象物件の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または記名被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
対象事故	日本国内において保険期間中に発生した第1条(保険金を支払う場合)(1)①から⑨までのいずれかに該当する偶然な事故をいいます。
対象施設	記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の施設をいいます。
対象建物	記名被保険者が所有または占有する業務用の建物(注)をいいます。 <b>(注) 建物</b> 一部を占有する建物を含みます。
建物	屋根を有する土地に定着した建造物であって、人が立ち入る用途のものをいいます。ただし、アーケード、坑道、洞窟等を除きます。なお、建物の所有者が所有する業務用の畠、建具その他これらに類する物および電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備は、建物に含まれるものとします。
建物等	建物ならびに門、堀および垣をいいます。
他の保険契約等	この章における対象敷地内に所在する記名被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第1条(保険金を支払う

	場合)の損失等を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
電気的事故または機械的事故	偶然かつ外來の事故に起因しない電気の作用または機械の稼動に伴って発生した保険の目的の電気的または機械的事故のうち、不測かつ突発的に発生したものをおいいます。
てん補期間	休業損失保険金の支払の対象となる期間であって、特に定める場合を除き事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時もしくは営業収益が復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、12ヶ月を限度とします。
盗難	強盗、窃盗またはこれら未遂をいいます。
特定感染症	次に掲げる感染症をいいます。 ① エボラ出血熱 ② クリミア・コンゴ出血熱 ③ 痘そう ④ 南米出血熱 ⑤ ペスト ⑥ マールブルグ病 ⑦ ラッサ熱 ⑧ 急性灰白髓炎 ⑨ 結核 ⑩ ジフテリア ⑪ 重症急性呼吸器症候群(SARS) ⑫ 鳥インフルエンザ(注) ⑬ コレラ ⑭ 細菌性赤痢 ⑮ 腸管出血性大腸菌感染症 ⑯ 腸チフス ⑰ パラチフス (注) 鳥インフルエンザ H 5 N 1型に限ります。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
日本国	領土、領空および領海等の地理的な日本国をいいます。
野積み	対象物件を建物外に積むことをいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
標準売上高	事故発生直前 12 カ月のうちてん補期間に応当する期間の売上高をいいます。
風災	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災をいい、洪水、高潮等を除きます。
復旧期間	営業継続費用保険金の支払の対象となる期間であって、次のいずれかに該当する期間をいいます。ただし、いかなる場合も 12 カ月を超えないものとします。 ① 第1条(保険金を支払う場合)(1)①から⑨までのいずれかに該当する場合には、事故による損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時まで。ただし、損害発生直前の状態に復旧するため通常要すると認められる期間を超えないものとします。 ② 第1条(2)①に該当する場合には、漏水、放水または溢水の発生した時からその状態が終了し、対象施設の正常な利用が可能となった時まで。ただし、正常な利用が可能な状態となるために通常要すると認められる期間を超えないものとします。 ③ 第1条(2)②から④に該当する場合には、異常事態またはユーティリティ設備または商品流通管理システムの中止の発生した時からそれらの状態が終了した時まで ④ 第1条(2)⑤から⑦に該当する場合には、届出または措置が行われた時から事故の営業に対する影響が消滅した状態に売上高が復した時まで
暴動	群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険金	休業損失保険金および営業継続費用保険金をいいます。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
ユーティリティ設備	対象建物と配管または配線により接続している次のいずれかに該当する事業者の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給設備または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で次のいずれかに該当する事業者の占有する財物(注)をいいます。 ① 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)に定める電気事業者 ② ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)に定めるガス事業者 ③ 熱供給事業法(昭和 47 年法律第 88 号)に定める熱供給事業者 ④ 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)に定める工業用水道事業者 ⑤ 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)に定める電気通信事業者 (注) 財物 日本国内に所在する財物に限ります。
ユーティリティの中止	不測かつ突発的な事由に起因してユーティリティ設備の機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱もしくは水道の供給または電信・電話の中継が中断または阻害されることをいいます。
輸送中	輸送(注 1)のために輸送区間の始点より搬出された時から、通常の輸送過程(注 2)を経て、輸送区間の終点へ搬入される時までの間をいいます。ただし、建物内収容の状態を除きます。

	(注1) 輸送 展示または巡回販売に付随する輸送を含みます。 (注2) 輸送過程 輸送途上における積み替えのための一時保管を含みます。
利益率	<p>直近の会計年度（1か年間）において、次の算式により得られた割合をいいます。</p> $\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{売上高}}$ <p>ただし、同期間に営業損失が生じた場合は、次の算式により得られた割合とします。</p> $\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{売上高}}$

#### 第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この章および第5章基本条項に定めるところに従い、対象事故によって第3条（対象物件の範囲）(1)の対象物件が損害を受けた結果、記名被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失等に対して、保険金を支払います。

対象事故	対象物件および所在地	か第3 5条の 対象 物件の 範囲 (1) (2)	建物内 (注)	建物外	
				輸送中・ 一時持 出し中	左記以外
				設備 ・ 製 品 ・ 什 器 等 等	設備 ・ 製 品 ・ 什 器 等 等
① 火災、落雷、破裂または爆発		◎	○	○	○
② 風災・雹災または雪災		○	○	○	○
③ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦の事故を除きます。		○	○	○	○
④ 給排水設備に生じた事故または記名被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水漏れ。ただし、②または⑦の事故を除きます。		○	○	○	○
⑤ 騒擾およびこれに類似の集團行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為		○	○	○	○
⑥ 盗難		○	○	○	○
⑦ 水災		○	○	○	○
⑧ 電気的事故または機械的事故		○	○	○	○
⑨ ①から⑧以外の不測かつ突発的な事故		○	○	○	○

※上表中「○」「○」とあるのは対象事故によってその対象物件が損害を受けた結果生じた損失等に対して保険金を支払うことを表しています。ただし「○」とある部分については、第4条（保険金の支払額）①の規定により、その事故の発生した時を含む日の午前零時から24時間を経過した時までの損失の額を差し引いて保険金を支払いります。

(2) 当会社は、(1)に規定する場合のほか、この章および第5章基本条項の規定に従い、日本国内において保険期間中に発生した次に掲げる事由により記名被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失等に対して、保険金を支払います。ただし、⑤から⑦までの事由により記名被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた営業継続費用を除きます。

- ① 対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物もしくは対象敷地内に面する部分の道路において生じた漏水、放水または溢水
- ② 対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物もしくは対象敷地内に面する部分の道路における異常事態
- ③ ユーティリティの中止
- ④ 商品流通管理システムの中断
- ⑤ 対象施設における食中毒の発生または対象施設において製造・販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。
- ⑥ 対象施設における特定感染症の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。
- ⑦ 対象施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による対象施設の消毒その他の措置

#### (注) 建物内

対象建物以外の建物内を含みます。

#### 第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失等に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 保険契約者は記名被保険者（注1）の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（注2）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については、保険金を支払います。
  - ③ 国または公共機関による法令等の規制。ただし、前条(2)⑤から⑦までの事由による損失については、保険金を支払います。

- ④ 対象物件およびユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害
- ⑤ 差押え、収用、徵発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合については、保険金を支払います。
- ⑥ 供給者等の倒産またはこれに準ずる事態
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損失等に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑥ ③以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
  - ⑧ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- (3) 当会社は、対象物件が次のいずれかの損害を受けた結果生じた前条(1)の損失等に対しては、保険金を支払いません。

  - ① 次のいずれかの物について前条(1)②の事故により生じた損害
    - ア、ゴルフネット（注5）ならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等および商品・製品等
    - イ、建築中の屋外設備・装置
    - ウ、桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置
  - ② 対象建物外に設置された看板、自動販売機（注6）について生じた損害
  - ③ 機械（注7）に収容されている記名被保険者の業務用の通貨または商品に生じた盗難による損害。ただし、機械（注7）と同時に損害を被った場合、または機械（注7）本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合には、保険金を支払います。

- (4) 当会社は、前条(1)⑥または⑦の事故によって生じた損害のうち、対象物件が次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた同条(1)の損失等に対しては、保険金を支払いません。
  - ① 対象物件の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、記名被保険者またはこれらの方に代わって使用もしくは管理する者が、相当の注意をもつてしても発見できなかつた欠陥によって生じた損害については、保険金を支払います。
  - ② 対象物件の自然の消耗または劣化（注8）もしくは対象物件の性質によるさび、かび、変質、変色、蒸れ、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害またはねずみ食い、虫食いその他の類似の事由に起因してその部分に生じた損害
  - ③ 製造または加工（注9）されている間の対象物件に生じた損害
  - ④ 対象物件のうち管球類に生じた損害。ただし、対象物件の他の部分と同時に損害を被った場合については、保険金を支払います。
  - ⑤ 対象物件の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または汚損であって、対象物件ごとに、その対象物件が有する機能の喪失または低下を伴わない損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合には、保険金を支払いません。
  - ⑥ 詐欺または横領によって生じた損害
  - ⑦ 対象物件の置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害
  - ⑧ 機械（注7）の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、それらに収容されている記名被保険者の業務用の通貨または商品が規定額または規定量以上に出ることによって生じた損害
  - ⑨ 対象物件である樂器に生じた次のいずれかの損害
    - ア、絃（注10）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、対象物件の他の部分と同時に損害を被った場合には、保険金を支払います。
    - イ、音色または音質の変化
  - ⑩ 対象物件が液体、粉体、気体等の流動体である場合における、対象物件の汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固化形化、化学変化、品質低下、目減りおよび分離・復元が不可能もしくは困難となる等の損害
  - ⑪ 保険契約時に亀裂その他の欠陥があつたガラスに生じた損害および取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
  - ⑫ 保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者の業務に従事中の使用者の故意による損害
  - ⑬ 記名被保険者または記名被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為による損害
  - ⑭ 土地の沈下、隆起、移動その他のこれらに類似の地盤変動によって生じた損害
  - ⑮ 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらものの漏入によって生じた損害。ただし、建物の外側の部分（注11）が第1条（保険金を支払う場合）(1)②の対象事故によって被損し、その被損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害については、保険金を支払いません。
  - ⑯ テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他のこれらに準じるものに生じた損害
  - (5) 当会社は、対象物件である記名被保険者が所有する商品・製品等が次のいずれかの損害を受けた結果生じた前条(1)の損失等に対しては、保険金を支払いません。
    - ① 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
    - ② 万引きその他の対象施設に不法に侵入しなかった者によりなされた盗取によって生じた損害。ただし、暴力行為を伴う場合については、保険金を支払います。
    - ③ 検品、棚卸しの際に見発された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者によりなされた盗取によって生じた損害については、保険金を支払います。
    - ④ 対象物件の受け渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
    - ⑤ 電力の停止または異常な供給により、対象物件のうち商品・製品等のみに生じた損害
    - (6) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた前条(2)①の事由による損失等に対しては、保険金を支払いません。
      - ① 地温・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
      - ② 万引きその他の対象施設に不法に侵入しなかった者によりなされた盗取によって生じた損害。ただし、暴力行為を伴う場合については、保険金を支払います。
      - ③ 保険契約者の使用者または記名被保険者の使用者の故意
      - ④ 修理、清掃等の作業場における作業上の過失または技術的拙劣
    - (7) 当会社は、保険契約者の使用者または記名被保険者の使用者の故意によって生じた前条(2)②の事由による損害等に対しては、保険金を支払いません。
    - (8) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた前条(2)③または④の事由による損失等に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(1)①から⑥までの事故によりユーティリティ設備または商品流通管理システムが損害を受けた結果生じた損失等については、保険金を支払います。
      - ① ユーティリティ設備または商品流通管理システムの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
      - ② 貸貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断
      - ③ 労働争議
      - ④ 脅迫行為
      - ⑤ 水源の汚染、渇水または水不足
    - (9) 当会社は、脅迫または恐喝等の目的をもつて行われる記名被保険者の営業に対する妨害行為によって生じた前条(2)⑤から⑦までの事由により生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

- (注 1) 保険契約者または記名被保険者**  
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
- (注 2) その者の法定代理人**  
その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他機関とします。
- (注 3) 核燃料物質**  
使用済燃料を含みます。
- (注 4) 核燃料物質によって汚染された物**  
原子核分裂生成物を含みます。
- (注 5) ゴルフネット**  
ボールを含みます。
- (注 6) 自動販売機**  
収容されている商品を含みます。
- (注 7) 機械**  
自動販売機、コインゲーム機、両替機等をいいます。
- (注 8) 対象物件の自然の消耗または劣化**  
対象物件が機械、設備または装置である場合は、日常の使用もしくは運転による摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。
- (注 9) 製造または加工**  
修理を除きます。
- (注 10) 総**  
ピアノ線を含みます。
- (注 11) 建物の外側の部分**  
外壁、屋根、開口部等をいいます。

2	第1条（保険金を支払う場合）の営業継続費用保険金	第4条（保険金の支払額）②で算出した額
---	--------------------------	---------------------

### 第3章 賠償責任担保条項

#### ＜用語の定義（五十音順）＞

この章において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

用語	定義
汚染物質	固体状、液体状もしくは気体状の、もしくは熱を帯びた刺激物質、有毒物質または汚染物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油物質および廃棄物等を含みます。なお、廃棄物には再生利用されるものを含みます。
回収措置	記名被保険者の製造物もしくは記名被保険者の作業の結果またはこれらが一部を構成するその他の財物に起因して事故が発生した場合またはそのおそれがある場合において、事故の拡大または同種もしくは類似の事故の発生を予防するために、記名被保険者またはその他の者が講じる回収、検査、修理、取換え、調整、取外し、取りこわし、解体または廃棄等の措置をいいます。
環境汚染	流出、溢出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。
記名被保険者	保険証券の被保険者氏名欄に記載された者をいいます。
記名被保険者の作業の結果	次のいずれかのものをいいます。 ① 記名被保険者によって、または記名被保険者のために行われた作業の結果 ② 上記①の作業に使用された材料もしくは部品または据え付けられた装置もしくは設備 なお、記名被保険者の作業の結果には、次のいずれかのものを含みます。 ① 上記①または②の作業の適合性、品質、耐久性、性能または効用に関する保証または表示の内容（保証または表示の時期を問いません。） ② 警告または指示の内容（警告または指示を怠ったことを含みます。） 記名被保険者の作業の結果は、次のいずれかのうち最も早い時に完成したものとみなします。 ① 記名被保険者が契約上の履行の義務を負う作業が全て完遂された時 ② 記名被保険者が契約上複数の場所での作業をなすべき義務を負う場合には、それらのうちいずれか一つの場所でなすべき作業が全て完遂された時。ただし、完成したものとみなすのは、作業が完遂された場所における作業に限ります。 ③ 一つの作業場所の一部が意図された用途に使用（同一の作業場所において関連する他の作業に従事する他の請負人または下請負人による使用を除きます。）された時。ただし、完成したものとみなすのは、意図された用途に使用された部分における作業に限ります。 なお、役務、保守、調整、修理または交換を必要とする以外完成している作業は、完成したものとして取扱います。
記名被保険者の使用者等	次のいずれかの者をいいます。 ① 記名被保険者が法人である場合は、その役員および使用人 ② 記名被保険者が自然人である場合は、その家族従事者および家族従事者以外の使用人 ③ 記名被保険者の下請負人ならびに次に掲げる者 ア. 下請負人が法人である場合は、その役員および使用人 イ. 下請負人が自然人である場合は、その家族従事者および家族従事者以外の使用人
記名被保険者の製造物	次のものをいいます。 ① 次のいずれかの者が製造、販売、取扱、供給または処分した財物。ただし、不動産を除きます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の名において取引を行ふ者 ウ. 記名被保険者が事業の全部または一部を譲り受けたまたは買収した者 ② ①の財物に関連して提供される容器（乗用物を除きます。）、使用された材料もしくは部品または据え付けられた装置もしくは設備 なお、記名被保険者の製造物には、次のものを含みます。 ① 上記①および②の財物の適合性、品質、耐久性、性能または効用に関する保証または表示の内容（保証または表示の時期を問いません。） ② 警告または指示の内容（警告または指示を怠ったことを含みます。）
共同企業体の構成員	共同企業体協定書に記載されている構成員をいい、共同企業体または共同企業体の構成員と締結された下請契約における請負人（数次の請負による場合の請負人を含みます。）を除きます。
欠陥	製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）第 2 条（定義）第 2 項に規定する製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、身体の障害または財物の損壊の発生のおそれのない品質上の不備、不適当および不完全な状態を除きます。
建設用工作車	次のものをいいます。ただし、ダンプカーを除きます。 ① ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーバー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーバー、ロータリースクレーバー、ロードスクレーバー（キャリオール）、ロードローラー、除雪用スノーブラウ ② パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモービル、ロッカーショベル、パケットローダー、ショベルローダー

	③ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤー、発電機自動車 ④ コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラック、クレーンカー ⑤ ①から④のものを牽引するトラクター、整地または農耕用トラクター ⑥ ターナロッカー ⑦ コンクリートミキサー車、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車 ⑧ ①から⑦に類するもの	的に施設外にある場合は施設内にあるものとみなします。) にある財物
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	受託物危険 受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。
公共水域	海、河川、湖沼および運河をいいます。	受託不動産 記名被保険者が借用（所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。）する不動産をいいます。
工事現場	記名被保険者またはその下請負人が工事を行う場所であって、かつ不特定多数の者、車両、船舶および航空機の出入りが禁止されている場所をいいます。なお、工事のために記名被保険者またはその下請負人が使用する材料置場、工事事務所その他の施設（工事現場外にある施設であって工事以外の用途に使用しない施設に限ります。）は、工事現場に含みます。	受託不動産危険 受託不動産に発生したすべての財物の損壊をいいます。
構内専用車	もっぱら施設構内のみで使用される自動車をいいます。	傷害 急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。
効能等	主たる効能または性能をいいます。	使用者 事業主との間に使用従属関係がある者で、賃金の支払を受ける者をいいます。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物および特許権、著作権、商標権等の知的財産権を除きます。	人格権侵害 次のいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為（表示する意思によらずに漏えいしたことは表示行為には該当しません。）による、他人の誹謗または他人の商品、製造物もしくは役務の中傷 ③ 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為（表示する意思によらずに漏えいしたことは表示行為には該当しません。）による、個人のプライバシーの権利の侵害
財物の損壊	次のものをいいます。 ① 財物の損傷等。ただし、受託物危険においては、財物の紛失、盗取および詐取を含みます。 ② ①の結果発生するその財物の使用不能。なお、使用不能は、その原因となった①が発生した時に生じたものとみなします。 ③ 損傷等のない財物の使用不能。なお、使用不能は、その原因となった事故が発生した時に生じたものとみなします。	身体の障害 人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
時価	財物の損壊が発生した地および時において、財物の損壊がなければ有したものであろう価額をいいます。	製造物・完成作業危険 記名被保険者が所有または賃借する施設外で発生し、かつ製造物等に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。ただし、次のものに起因する身体の障害および財物の損壊を除きます。 ① 事故発生時に記名被保険者が物理的に占有している製造物 ② 完成または放棄されていない作業 ③ 道具類、組立未了の材料、部品、装置または設備の遺棄または放置
事故等	次のものをいいます。 ① 第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）の事故 ② 第2節人格権侵害・宣伝障害賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）の行為	製造物等 記名被保険者の製造物または記名被保険者の作業の結果をいいます。
施設・業務遂行危険	身体の障害および財物の損壊のうち、製造物・完成作業危険、受託物危険および受託不動産危険以外のものをいいます。	石油拡散防止費用 記名被保険者が所有または借用する施設、自動車または船舶から流出した石油物質により公共水域の水を汚染した場合またはそのおそれがある場合において、その石油物質の拡散防止、回収、焼却処理、沈降処理または乳化分散処理その他損害防止軽減のために要した費用をいいます。
施設構内	記名被保険者が所有、使用または管理する施設のうち、不特定多数の者の出入りが禁止されている場所をいいます。	石油物質 次のものをいいます。 ① 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 ② ①の石油類から誘導される化成品類 ③ ①および②の物質を含む混合物、廃棄物および残渣
死体の検案	死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。	宣伝障害 記名被保険者の商品、製造物または役務の宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ① 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為（表示する意思によらずに漏えいしたことは表示行為には該当しません。）による、他人の誹謗または他人の商品、製造物もしくは役務の中傷 ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為（表示する意思によらずに漏えいしたことは表示行為には該当しません。）による、個人のプライバシーの権利の侵害 ③ 著作権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。）、標題または標語の侵害 ④ 宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用
下請負人	記名被保険者が他人から請け負った仕事の一部または全部の完成を記名被保険者から請け負った者をいい、数次の請負により請け負った者を含みます。	船舶 船舟類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを含みます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。	装備 自動車または原動機付自転車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられる状態をいいます。
自動車	原動機を用い、かつフレームまたは架線によらないで運転する車またはこれにより牽引される車をいい、これに付属する機械または装置を含み、原動機付自転車および車いすを除きます。	訴訟 この章が適用される身体の障害、財物の損壊、人格権侵害または宣伝障害を理由とする損害賠償を申し立てる民事訴訟手続きをいい、これらの損害賠償に関する仲裁手続きまたは代替的紛争解決手続きで、被保険者が従わなければならないか、または当会社の承認を得て従うものを含みます。
自動車保険契約等	自動車保険契約または自動車共済契約をいいます。	損害賠償請求権 被保険者に対して法律上の損害賠償請求権を有する者をいいます。
自賠責保険契約等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険契約をいい、責任共済契約を含みます。	損傷等 滅失、損傷または汚損をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	損傷等のない財物の使用不能 次のいずれかの財物の使用不能をいいます。 ① 施設・業務遂行危険については、損傷等の発生していない財物の使用不能 ② 製造物・完成作業危険については、次のいずれかの使用不能 ア、製造物等が意図された用途に使用された後に、製造物等自体に急激かつ偶然に損傷等が生じたことにより発生した製造物等以外の財物の使用不能 イ、記名被保険者の製造物の欠陥に起因して発生した製造物等以外の財物の使用不能 ウ、記名被保険者の作業の結果のうち作業に使用された材料もしくは部品または据え付けられた装置もしくは設備の欠陥に起因して発生した製造物等以外の財物の使用不能
受託自動車	被保険者が占有、使用または管理する他の自動車または原動機付自転車をいい、これらの付属品を含みます。	他の保険契約等 この章の全部または一部と支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。
受託物	被保険者が占有、使用または管理する他人の財物のうち、次のものをいいます。ただし、受託不動産を除きます。 ① 借用財物 被保険者が借用（所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。）している財物 ② 支給材等 次の財物をいいます。 ア、記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業（加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。）に使用される材料または部品（既に使用されたものを含みます。） イ、記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備（既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。） ③ 販売・保管・運送受託物 記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管または運送を目的として受託した財物 ④ 作業受託物 記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業（加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。）の対象物であって、被保険者の所有、使用または管理する施設内（業務の通常の過程として、一時	定着 ボルト、ナットまたはねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。

被害者	第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項の規定が適用される身体の障害または財物の損壊を被った者をいいます。
付属品	自動車または原動機付自転車に定着または装備されている財物をいいます。ただし、次の財物を除きます。 ① 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 ② 法律、命令、規則、条例等により、自動車または原動機付自転車に定着または装備することを禁止されている財物 ③ 通常装飾品とみなされる財物 ④ 積載物
暴動	群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金額	保険証券記載の賠償責任等保険金額をいいます。
免責金額	保険証券記載の賠償責任等免責金額をいいます。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関をいいます。

## 第1節 身体の障害・財物の損壊賠償責任条項

### 第1条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、日本国内で発生した記名被保険者の業務上の偶然な事故による他人の身体の障害または他の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この節および第3節保険金の支払額ならびに第5章基本条項の定めるところに従い、保険金を支払います。
- (2) (1)の損害は次のものに限ります。  
① 施設・業務遂行危険に起因する損害  
② 製造物・完成作業危険に起因する損害  
③ 受託物危険に起因する損害。ただし、受託物について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することにより被る損害に限ります。  
④ 受託不動産危険に起因する損害。ただし、受託不動産について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することにより被る損害に限ります。

### 第2条 (保険期間と保険金を支払う場合の関係)

- (1) 当会社は、保険期間中に身体の障害または財物の損壊が発生した場合にかぎり、保険金を支払います。
- (2) 同一の原因から発生した一連の事故は、発生の時または発生の場所が異なる場合であっても1回の事故とみなします。なお、1回の事故については、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

### 第3条 (損害賠償請求地と当会社の支払責任の関係)

当会社は、被保険者に対する訴訟が日本国内の裁判所に提起された場合または日本国内で示談が成立した場合(注)にかぎり、保険金を支払います。

#### (注) 日本国内で示談が成立した場合

当会社が事前に承認した場合には日本国外で示談が成立した場合を含みます。

### 第4条 (被保険者の範囲)

- (1) この節における被保険者は、次の者とします。  
① 記名被保険者  
② 記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて記名被保険者の使用者等  
(2) この節の規定には、次条から第9条(保険金を支払わない場合—受託不動産危険に関する事由)までの規定に反しないかぎり、被保険者相互の関係をそれぞれ互いに他人とみなして適用します。
- 第5条 (保険金を支払わない場合—共通事由)**
- (1) 当会社は、次の事由のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。  
① 保険契約者または記名被保険者(注1)の故意  
② (1)に掲げる者以外の被保険者の故意(注2)。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限ります。  
③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動  
④ 核燃料物質(注3)または核燃料物質(注3)に汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故  
⑤ ③または④の事由に伴隨して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故  
⑥ (4)以外の放射線照射または放射能汚染  
⑦ 環境汚染。ただし、突發的な事故により汚染物質が流出、溢出または漏出し、かつ汚染物質の拡散がある場合には、保険金を支払います。  
⑧ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに間接のある火災その他類似の事故および地震、噴火、洪水または津波により異常な状態が存続している間に生じた事故
- (2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由に起因する身体の障害または財物の損壊について損害賠償責任を負担することにより被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、これらの事由に起因する身体の障害または財物の損壊については、実際に生じたと認められる場合に限らず、それらの身体の障害または財物の損壊があった、または将来生じるおそれがあるとの申し立てに基づき被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定を適用します。
- ① 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性  
② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他石綿と同種の有害な特性
- (3) 当会社は、次のいずれかの業務の遂行に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。  
① 人または動物に対する診療、治療、看護、助産、疾病の予防または救急救命処置もしくは死体の検案  
② 人または動物に対する診療、治療、看護、助産、疾病的予防または救急救命処置のための医療用の器具、器械または装置の使用  
③ 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示  
④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、理学療法士、柔道整復師または作業療法士等がその資格に基づいて行う施術  
⑤ 弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等がその資格に基づいて行う業務  
⑥ 建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士等がその資格に基づいて行う業務  
⑦ 所定の資格を有していない者が行う④から⑥までの施術または業務
- (4) 当会社は、次の損害賠償責任のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。  
① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任。ただし、約定または合意が存在しなくても負担すべき損害賠償責任については、保険金を支払います。

- ② 被保険者が、その父母、配偶者、子または同居の親族に対して負担する損害賠償責任  
③ 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害に対して負担する損害賠償責任  
④ 次の損害賠償責任  
ア. 記名被保険者の所有物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任  
イ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人がその下請負人の所有物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任  
(5) 当会社は、日本国外で発生した身体の障害または財物の損壊に起因する損害に対しては保険金を支払いません。  
(6) 当会社は、被保険者に対して身体の障害または財物の損壊にかかる訴訟が日本国外の裁判所(注5)に提起された場合は、保険金を支払いません。
- (注1) 保険契約者または記名被保険者**  
これらの者が法人である場合はその役員とします。  
**(注2) に掲げる者以外の被保険者の故意**  
これらの者が自然人である場合はその法定代理人、法人である場合はその役員の故意を含みます。  
**(注3) 核燃料物質**  
使用済燃料を含みます。  
**(注4) 核燃料物質によって汚染された物**  
原子核分裂生成物を含みます。  
**(注5) 裁判所**  
仲裁機関または代替的紛争解決機関を含みます。

### 第6条 (保険金を支払わない場合—施設・業務遂行危険に関する事由)

- (1) 当会社は、次の事由のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)の事由に限ります。  
① 航空機、自動車、車両(注1)または銃器(注2)の所有、使用または管理に起因する事故。ただし、次の損害については、保険金を支払います。  
ア. 貨物の積込みまたは積卸し作業(注3)に起因する損害  
イ. 記名被保険者が所有または貸借する施設内にある車両(注1)に起因する損害  
ウ. 工事現場内にある建設用工作車の所有、使用または管理に起因する損害  
エ. 構内専用車の所有、使用または管理に起因する損害  
② 施設外にある船舶の所有、使用または管理に起因する事故。ただし、次の損害については、保険金を支払います。  
ア. 貨物の積込みまたは積卸し作業(注3)に起因する損害  
イ. 工事に使用されている間の船舶に起因する損害  
ウ. 工事現場内に繋留中の船舶に起因する損害  
エ. 施設に接岸中の船舶に起因する損害  
オ. 船長が8m未満であって、有料で人および物の運搬に使用しない船舶に起因する損害  
③ 地震または騒音に起因する事故  
(2) 当会社は、次のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1条(保険金を支払う場合)(2)の損害に限ります。  
① 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために行われる基礎工事、地下工事または土地の掘削工事に伴う他の財物の損壊について負担する損害賠償責任  
ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の財物の損壊  
イ. 土地の軟弱化または土砂の流出、流入に起因する地上の構築物(注4)、その収容物または土地の財物の損壊  
ウ. 地下水の増減に起因する財物の損壊  
② 記名被保険者が所有または借用する施設から公共水域に流出した石油物質による財物の損壊に対して負担する損害賠償責任  
③ 石油撒散防止装置について負担する損害賠償責任  
④ 記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する損傷等のない財物の使用不能について負担する損害賠償責任  
(3) 当会社は、記名被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同施工方式の共同企業体が行う工事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。  
**(注1) 車両**  
自動車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。  
**(注2) 銃器**  
空気銃を除きます。  
**(注3) 貨物の積込みまたは積卸し作業**  
走行中または航行中を除きます。  
**(注4) 構築物**  
基礎および付属物を含みます。

### 第7条 (保険金を支払わない場合—製造物・完成作業危険に関する事由)

- (1) 当会社は、被保険者が故意または重大な過失により行った次の事由のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1条(保険金を支払う場合)(2)の損害に限ります。  
① 法令に違反して製造、販売または提供した記名被保険者の製造物  
② 法令に違反して行った記名被保険者の作業の結果  
(2) 当会社は、次のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1条(保険金を支払う場合)(2)の損害に限ります。  
① 製造物等自身に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任。ただし、次のいずれかの場合には、保険金を支払います。  
ア. 製造物等自身に生じた損傷等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合  
イ. 記名被保険者の製造物の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合  
ウ. 記名被保険者の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合  
② 回収措置を講じるために要した費用に対して負担する損害賠償責任。ただし、①ただし書の規定により、当会社が保険金を支払うべき損害については、保険金を支払います。  
③ 製造物等の効能等が、身体の障害または財物の損壊の発生の防止、抑制、軽減または発見目的としている場合において、製造物等の設計上または表示上の不備、不適当または不完全(注6)により、記名被保険者の意图する効能等を發揮できなかったことによって生じた身体の障害または財物の損壊に対して負担する損害賠償責任。ただし、製造物等の効能等とは直接関わりのない事故により生じた身体の障害または財物の損壊に起因する損害については、保険金を支払います。  
**(注) 製造物等の設計上または表示上の不備、不適當または不完全**  
製造上および作業上の不備、不適當および不完全を含みます。

### 第8条 (保険金を支払わない場合—受託物危険に関する事由)

- (1) 当会社は、次の損害賠償責任のいずれかに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1条(保険金を支払う場合)(2)の損害に限ります。  
① 保険契約者、被保険者または被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取に対して負担する損害賠償責任  
② 被保険者、被保険者の代理人または被保険者の同居の親族が所有または私用する受託物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任

- とう
- ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手<sup>8</sup>、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、図案、雑型、鋳型、木型、紙型、模型その他これらに類する受託物<sup>(注1)</sup>に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ④ 受託物の瑕疵、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗濡れその他の類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因して受託物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ⑤ 原因がいかなるものであるかにかかわらず、自然発火または自然爆発に起因して受託物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ⑥ 屋根、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等に起因して受託物に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 受託物である船舶または航空機に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ⑧ 修理または加工の拙劣または仕上不良等により受託自動車に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合には、保険金を支払います。
- ⑨ 受託自動車または車両<sup>(注2)</sup>が法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に受託自動車または車両<sup>(注2)</sup>に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ⑩ 受託物が委託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物の財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- (2) 当会社は、記名被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同施工方式の共同企業体が行う工事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

#### (注1) その他これらに類する受託物

金型を含みません。

#### (注2) 車両

自動車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。

#### 第9条（保険金を支払わない場合－受託不動産に関する事由）

- (1) 当会社は、次のいずれかの損害賠償責任に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1条（保険金を支払う場合）(2)(4)に掲げる損害に限ります。
- ① 被保険者、被保険者の代理人または被保険者の同居の親族が所有または私用する受託不動産に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ② 受託不動産の瑕疵、自然の消耗もしくはその性質による蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗濡れその他の類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いに起因して受託不動産に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ③ 原因がいかなるものであるかにかかわらず、自然発火または自然爆発に起因して受託不動産に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ④ 屋根、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等に起因して受託不動産に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ⑤ 受託不動産の改築、増築、取り壇し等の工事に起因して受託不動産に発生した財物の損壊に対して負担する損害賠償責任。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合は、保険金を支払います。
- ⑥ 受託不動産に生じた汚損、擦損、塗料の剥がれ等の単なる外形上の損傷等であって、その受託不動産の機能に直接影響のない財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 受託不動産に生じた煙または臭気等の付着による財物の損壊に対して負担する損害賠償責任。ただし、この財物の損壊がそれ以外の財物の損壊と同時に発生した場合については、保険金を支払います。
- ⑧ 記名被保険者が受託不動産を販売に引き渡した後に発見された受託不動産の財物の損壊に対して負担する損害賠償責任
- (2) 当会社は、記名被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同施工方式の共同企業体が行う工事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第10条（回収措置の実施義務）

- (1) 製造物等に起因して事故が発生した場合はそのおそれがある場合は、被保険者は、遅滞なく、回収措置を講じなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由なく(1)の回収措置を講じなかったことによる損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。

## 第2節 人格権侵害・宣伝障害賠償責任条項

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内での記名被保険者の業務上の行為に起因して日本国内で発生した人格権侵害または宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この節および第3節保険金の支払額ならびに第5章基本条項に従い、保険金を支払います。

#### 第2条（保険期間と保険金を支払う場合の関係）

当会社は、保険期間中の行為に起因して人格権侵害または宣伝障害が発生した場合にかぎり、保険金を支払います。

#### 第3条（損害賠償請求提起地と保険金を支払う場合の関係）

当会社は、被保険者に対する訴訟が日本国内の裁判所に提起された場合または日本国内で示談が成立した場合<sup>(注)</sup>にかぎり、保険金を支払います。

#### (注) 日本国内で示談が成立した場合

当会社が事前に承認した場合には日本国外で示談が成立した場合を含みます。

#### 第4条（被保険者の範囲）

この節における被保険者は、次の者とします。

- ① 記名被保険者  
② 記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて記名被保険者の使用者等

#### 第5条（保険金を支払わない場合－共通事由）

- (1) 当会社は、次の行為のいずれかによる人格権侵害または宣伝障害に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為<sup>(注)</sup>
- ② 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為
- ③ 最初の不当行為が保険期間が開始する前になされ、その後続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為
- ④ 不実であることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為
- ⑤ 他人の権利を侵害することを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為
- ⑥ 広告宣伝、放送、出版、ウェブサイトのデザイン、インターネット上の検索またはインターネット接続サービスを業とする被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為
- (2) 当会社は、被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任については、保険金を支払いません。ただし、約定または合意が存在しなくとも負担すべき損害賠償責任については、保険金を支払います。
- (3) 当会社は、記名被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同企業体が行う工事に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- (4) 当会社は、日本国外で発生した人格権侵害または宣伝障害に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

#### (注) 犯罪行為

過失犯を除きます。

#### 第6条（保険金を支払わない場合－宣伝障害に関する事由）

当会社は、次の行為のいずれかによる宣伝障害に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 契約違反。ただし、書面によらない約定または合意において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合は、保険金を支払います。
- ② 宣伝された品質または性能に商品、製造物または役務が適合しないこと。
- ③ 商品、製造物または役務の価格表示の誤り

## 第3節 保険金の支払額

#### 第1条（当会社が支払う保険金の範囲）

当会社が第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）または第2節人格権侵害・宣伝障害賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）の規定により支払う保険金は、次のものに限ります。

名 称	損 傷 の 内 容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金をいいます。なお、損害賠償金には、判決により支払いを命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価額を控除するものとします。
② 損害防止費用	第5章基本条項第17条（事故等発生時の義務）(1)(1)に規定する損害等の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。ただし、回収措置を講じるために要した費用および石油拡散防止費用を除きます。
③ 権利保全費用	被保険者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第5章基本条項第17条（事故等発生時の義務）(1)(4)の規定により、被保険者が支出した、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
④ 争訟費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用をいいます。
⑤ 協力費用	第6条（当会社による賠償請求の解決）(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用のうち、被保険者が直接支出した費用をいいます。
⑥ 初期対応費用	事故等が発生した場合において、初期対応のために被保険者が当会社の承認を得て支出した次の費用をいいます。 ア、事故等の現場保存費用、事故等の状況調査または記録費用および写真撮影費用 イ、事故等の原因調査費用 ウ、事故等の現場の片づけまたは清掃費用 エ、記名被保険者またはその下請負人の使用人を事故等の現場に派遣するに必要な交通費および宿泊費用 オ、通信費用
⑦ 争訟対応費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用をいいます。 ア、意見書または鑑定書作成のために必要な費用 イ、損害賠償請求者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用 ウ、増設コピー機の賃借費用 エ、事故等再現実験費用 オ、記名被保険者またはその下請負人の使用人に対して支払う超過勤務手当、交通費および宿泊費。ただし、訴訟等の対応に常時従事する者に対する費用は除きます。 カ、交通費および宿泊費。ただし、訴訟等の対応に常時従事する者が要した費用は除きます。 キ、臨時雇用費用
⑧ 見舞費用	第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用をいいます。 ア、対人見舞費用 エ、事故により身体の障害が発生した場合においては、被保険者が支出する見舞金または見舞品の購入費用 イ、対物臨時費用 エ、事故により財物の損壊が発生した場合においては、被保険者が臨時に必要とする費用。ただし、アの費用を除きます。

#### 第2条（保険金の支払額）

- (1) 前条①については、1回の事故等により発生した損害の合計額が免責金額を超過する場合に限り、その超過額に対して、保険金を支払います。

- (2) 前条②および③については、免責金額を適用することなく保険金を支払います。なお、これらの保険金については、次の場合でも、当会社は保険金を支払います。
- ① 前条②については、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を被保険者が講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合
- ② 前条③については、第三者に対して有する損害賠償請求権の保全または行使に必要な手段を被保険者が行った後に損害賠償責任がないことが判明した場合
- ③ 前条④から⑧については、免責金額を適用することなく保険金を支払います。なお、これらの保険金については、被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、当会社は、保険金を支払います。

#### 第3条（保険金の支払限度額）

- (1) 第1条（当会社が支払う保険金の範囲）①について、当会社が支払うべき保険金の額は、次のものの数にかかわらず、保険期間を通じて、保険金額を限度とします。
- ① 被保険者の数  
② 損害賠償請求または訴訟の数  
③ 損害賠償請求または訴訟を提起する者の数
- (2) (1)の規定に従いながら、次の損害に対して当会社が支払うべき第1条（当会社が支払う保険金の範囲）①の保険金の額は、それぞれ下表に規定する額を限度とします。

損 傷 の 内 容	保険金の限度額

## 第4章 傷害等担保条項

<用語の定義 (五十音順)>  
この条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任 条項第7条（保険金を支払わない場合－製造物・完成作業危険に関する事由）(2)①の ただし書の規定により保険金を支払うべき損害	1回の事故について保険証券の製造物・ 完成作業危険製造物等自体の損害欄記 載の支払限度額
② 記名被保険者が共同施工方式の共同企 業体の構成員である場合において、第1節 身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1 条（保険金を支払う場合）(2)②の損害	その共同企業体が法律上の損害賠償責 任を負担することによって被る損害の 額に記名被保険者のその共同企業体へ の出資割合を乗じた額
③ 第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任 条項第1条(2)③の受託物危険のうち、損傷 等、紛失、盗取または詐取に起因する損害	1回の事故について次のいずれか低い 額 ア. 保険証券の受託物危険使用不能以外 の損害欄記載の支払限度額 イ. 受託物の時価
④ 第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任 条項第1条(2)③の受託物危険のうち、受託 物の使用不能に起因する損害	1回の事故について保険証券の受託物 危険使用不能損害欄記載の支払限度額
⑤ 第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任 条項第1条(2)④の受託不動産危険のうち、 損傷等に起因する損害	1回の事故について次のいずれか低い 額 ア. 保険証券の受託不動産危険使用不能 以外の損害欄記載の支払限度額 イ. 受託不動産の時価
⑥ 第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任 条項第1条(2)④の受託不動産危険のうち、 受託不動産の使用不能に起因する損害	1回の事故について保険証券の受託不 動産危険使用不能損害欄記載の支払限 度額

(3) 第1条（当会社が支払う保険金の範囲）②から⑤については、当会社はその全額を支  
払います。ただし、同条①の損害の額が、保険金額を超過する場合には、同条④につ  
いて、当会社が支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\begin{matrix} \boxed{\text{第1条④の損害の額}} & \times & \boxed{\text{保険金額}} \\ & & \text{第1条①の損害の額} \end{matrix} = \text{第1条④に対する保険金の支払額}$$

(4) 第1条（当会社が支払う保険金の範囲）⑥および⑦について、当会社が支払うべき保  
険金の額は、これらを合算して保険期間を通じ、1,000万円を限度とします。

(5) 第1条（当会社が支払う保険金の範囲）⑧および⑨については、同一の事故により  
身体の障害または財物の損壊を被った被害者1名（注）について2万円を限度とし、かつ、  
1回の事故について1,000万円を限度とします。

### （注）被害者1名

被害者が法人である場合には、1法人とします。

### 第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額  
（注1）を超えるときは、当会社は、次のいずれかに定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この章の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額（注1）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計  
額を差し引いた残額。ただし、この章の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第6条（保険金  
を支払わない場合－施設・業務遂行危険に関する事由）(1)①ウおよび①の規定により当  
会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、建設用工作車または構内専用  
車を対象として自賠責保険契約等が締結されるべきもしくは締結されているときまたは（自動車保険契約等が締結されているときは、当会社は、損害の額が自動車保険金の額  
（注2））を超過する場合に限り、その超過額に対して保険金を支払います。

(3) (2)の場合において、第2条（保険金の支払額）(1)の規定中「免責金額」とあるのは「免  
責金額または自動車保険金の額（注2）」のいすれか大きい額」と読み替えて適用します。

### （注1）損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのう  
ち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

### （注2）自動車保険金の額

その自賠責保険契約等および自動車保険契約等によって支払われるべき金額  
(その自動車保険契約等に免責金額の適用がある場合には、免責金額を加算した  
額とします。) の合計額をいいます。

### 第5条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取  
特権を有します。

(2) 当会社は、次のいすれかに該当する場合に、損害賠償金に対する保険金の支払を行  
うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被  
保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険  
金の支払を行うものとします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図  
により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権  
者が（1）の先取特権を使用したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支  
払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保  
険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被  
保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度と  
して保険金の支払を行うものとします。

(3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。  
また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2)③の場合を除いて差し押さえる  
ことはできません。ただし、（2)①または（4)の規定により被保険者が当会社に対して保  
険金の支払を請求することができる場合を除きます。

### （注）保険金請求権

第1条（当会社が支払う保険金の範囲）①に対する保険金請求権に限ります。

### 第6条（当会社による賠償請求の解決）

(1) 当会社が必要と認めた場合は、被保険者に代わって当会社の費用で損害賠償請求の解  
決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、そ  
の遂行につき当会社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が、正当な理由なく（1）の協力に応じないときは、当会社は、それによって当  
会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められ る異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められて いる医科診療報酬点数表をいいます。
記名被保険者	保険証券の被保険者氏名欄に記載された者をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注）または試運転をいいます。  <b>（注）競技、競争、興行</b> いずれもそのための練習を含みます。
業務に従事している間	次のいすれかに該当している間をいいます。  ① 補償対象者が事業主または役員の場合には、次のいすれかに 該当している間をいき、労災保険法等の規定による業務上およ び通勤を含みます。 ア. 勤務会社の就業規則等に定められた正規の就業時間中。ただ し、休暇中を除きます。 イ. 勤務会社の施設内にいる間および勤務会社の施設と勤務会 社の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復す る間 ウ. 取引先との契約、会議（注）等のために取引先の施設内にあ る間および取引先の施設と住居または勤務会社との間を合理的 な経路および方法により往復する間 ② 補償対象者が事業主または役員でない場合には、労災保険 法等の規定による業務上および通勤  <b>（注）会議</b> 会食を主な目的とするものを除きます。
勤務会社	補償対象者が役員をつとめる企業等をいいます。
継続契約	事業活動総合保険契約の保険期間の末日（注）を保険期間の初日と する事業活動総合保険契約をいいます。  <b>（注） 保険期間の末日</b> その事業活動総合保険契約が末日までに解除されていた場 合には、その解除日をいいます。
頸部症候群	いわゆる、むちうち症をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された 症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったも のまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいすれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号） ② 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号） ⑥ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
試運転	性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められて いる歯科診療報酬点数表をいいます。
事業活動総合保険契 約	事業活動総合保険普通保険契約に基づく当会社との保険契約をい います。ただし、補償費用不担保特約または臨時費用不担保特約が 付帯された保険契約を除きます。
事故	急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。
自動車等	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条（定義）第 2 項に定める自動車または同条第 3 項に定める原動機付自転車をい います。
死亡・後遺障害保障 金額	保険証券記載の業務上の死亡・後遺障害の保険金額をいいます。
手術	次のいすれかに該当する診療行為をいいます。  ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の 算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次の いすれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. テプリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術 および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） <b>（注1）手術料の算定対象として列挙されている診療行為</b> 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙され ている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手 術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みま す。 <b>（注2）先進医療</b> 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定 められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるもの をいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める 施設基準に適合する病院または診療所において行われるも のに限ります。 <b>（注3）先進医療に該当する診療行為</b>

	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
傷害	身体の傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。  （注）中毒症状 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
使用者	事業主との間に使用従属関係がある者で、賃金の支払を受ける者をいいます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具をいいます。  （注）モーターボート 水上オートバイを含みます。
初年度契約	継続契約以外の事業活動総合保険契約をいいます。
身体の障害	傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
身体の障害を被った時	次のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故が発生した時 ② 疾病については、補償対象者等以外の医師の診断による発病の時
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部と支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。なお、第1節補償費用担保条項に関するかぎりにおいて、この節の被保険者は保険金受取人とする普通傷害保険契約、交通事故傷害保険契約その他名稱を問わずこれらと支払責任が同一である他の保険契約または共済契約を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、補償対象者等が医師である場合は、補償対象者等以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の業務上の通院日額の保険金額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の業務上の入院日額の保険金額をいいます。
法定外補償規定等	補償対象者に対して、労災保険法等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則または災害補償規程等をいいます。
暴動	群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
法令に定められた運転資格	運転する地における法令によるものをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	第1節においては、死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、入院補償保険金、手術補償保険金または通院補償保険金をいい、第2節においては、臨時費用保険金をいいます。
補償金	名称を問わず、法定外補償規定等または雇用もしくは委任契約上の慣習等により被保険者が補償対象者等に支払う補償金、見舞金または弔慰金等をいいます。
補償対象者	次のいずれかの者のうち保険証券に補償対象者として記載された者をいいます。 ① 被保険者が法人である場合は、その役員 ② 被保険者が個人事業主である場合は、事業主本人 ③ 被保険者の使用者 ④ ①から③までの者以外で保険証券の補償対象者欄に記載された者
補償対象者等	補償対象者またはその遺族をいいます。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
労災保険法等	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）もしくは船員保険法（昭和14年法律第73号）またはその他日本国労働災害補償法令をいいます。

## 第1節 補償費用担保条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、補償対象者が被保険者の業務に従事している間に生じた事故により傷害を被った場合に、被保険者が補償対象者等に対して補償金を支払うことによって被る損害に対して、次のいずれかの金額を、この節および第5章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。  
① 被保険者が法定外補償規定等を定めている場合  
　被保険者が法定外補償規定等に基づき補償対象者等に支払べき金額のうち、第5条（死亡補償保険金の支払限度額）から第8条（通院補償保険金の支払限度額）までに定める金額

- ② 被保険者が法定外補償規定等を定めていない場合  
　被保険者が補償対象者等に支払うものとして、第5条から第8条までに定める金額
- (2) (1)の規定にかかわらず、当会社が必要と認めた場合は、当会社は、被保険者が補償金を被保険者等に支払うことができるものとします。
- 第2条（保険期間と保険金を支払う場合との関係）**  
当会社は、補償対象者が保険期間中に生じた事故により傷害を被った場合に限り、保険金を支払います。
- 第3条（被保険者の範囲）**  
この節における被保険者は、記名被保険者に限ります。
- 第4条（保険金を支払わない場合）**
- (1) 当会社は、次のいずれかの事由によって生じた第1条（保険金を支払う場合）の損害に対しては、保険金を支払いません。  
① 保険契約または被保険者（注1）の故意  
② 補償対象者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害によって生じた損害に限ります。  
③ 補償を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が一部の補償金を受け取るべきである場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。  
④ 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害によって生じた損害に限ります。  
⑤ 次のいずれかに該当する間に生じた事故により補償対象者が被った傷害。ただし、保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害によって生じた損害に限ります。  
ア. 法令に定められた運転資格を持たない自動車等を運転している間  
イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間  
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間  
⑥ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害によって生じた損害に限ります。  
⑦ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産  
⑧ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払るべき傷害の治療によるものである場合には、この規定を適用しません。  
⑨ 補償対象者に対する刑の執行  
⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波  
⑪ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動  
⑫ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故  
⑬ ⑩から⑫までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故  
⑭ ⑫以外の放射線照射または放射能汚染  
⑮ 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性  
⑯ 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性
- (2) 当会社は、補償対象者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって生じた損害に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する間に生じた事故により補償対象者が被った傷害によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害によって生じた損害に限ります。  
① 補償対象者が別表2の運動等を行っている間  
② 補償対象者が次のいずれかに該当する間  
ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて競技等をしている間については、この規定を適用しません。  
イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・様様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・様様により自動車等を使用している間については、この規定を適用しません。  
ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・様様により自動車等を使用している間  
③ 次のいずれか以外の航空機を補償対象者が操縦している間  
ア. 定期便であるか否かを問わず、航空運送事業者が路線を定めて運航する航空機  
イ. グライダーおよび飛行船
- （注1）保険契約または被保険者**  
保険契約または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。
- （注2）核燃料物質**  
使用済燃料を含みます。
- （注3）核燃料物質によって汚染された物**  
原子核分裂生成物を含みます。
- 第5条（死亡補償保険金の支払限度額）**  
当会社は、補償対象者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡・後遺障害補償保険金を限度として死亡補償保険金を支払います。ただし、既に支払った後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害補償保険金から既に支払った金額を差引いた残額を限度とします。
- 第6条（後遺障害補償保険金の支払限度額）**
- (1) 当会社は、補償対象者が第1条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、死亡・後遺障害保険金額に別表3の各等級の後遺障害に対する保険金支払割合を乗じた額を限度として後遺障害補償保険金を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて181日目における補償対象者等以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を限度として後遺障害補償保険金を支払います。
- (3) 別表3の各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、その相当する等級の後遺障害に該当したものとみなし、(1)のとおり算出した額を限度として後遺障害補償保険金を支払います。
- (4) 同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、死亡・後遺障害保険金額に次のいずれかの保険金支払割合を乗じた額を限度として後遺障害補償保険金を支払います。  
① 別表3の第1級から第5級までの後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合  
② ①以外の場合で、別表3の第1級から第8級までの後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合









この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第 27 条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1 第 1 章物損害担保条項第 8 条（保険金の支払額および支払限度額）関係

保険金の種類	支払限度額
損害保険金（第 1 条(1) および損害防止費用 (第 7 条(5))	保険証券記載の物損害担保条項の保険金額
通貨等盗難損害保険金（第 1 条(2)）	100 万円
物損害事故付随費用保険金（第 2 条）	保険証券記載の物損害事故付隨費用保険金額

別表 2 第 4 章傷害等担保条項第 1 節補償費用担保条項第 4 条（保険金を支払わない場合）(3)(1) および第 2 節臨時費用担保条項第 4 条（保険金を支払わない場合）(2)(1) の運動等

山岳登はん（注 1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注 2）操縦（注 3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注 4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注 1）山岳登はん  
ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。

（注 2）航空機  
グライダーおよび飛行船を除きます。

（注 3）操縦  
職務として操縦する場合を除きます。

（注 4）超軽量動力機  
モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（バーブレーン等をいいます。）を除きます。

別表 3 第 4 章傷害等担保条項第 1 節補償費用担保条項第 6 条（後遺障害補償保険金の支払限度額）および第 2 節臨時費用担保条項第 1 条（保険金を支払う場合）(1)(2) の後遺障害

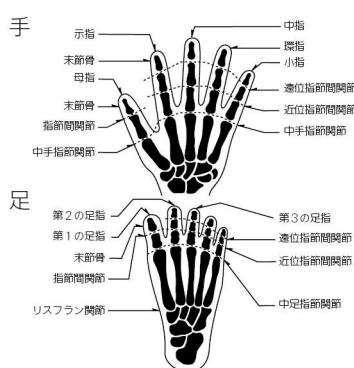
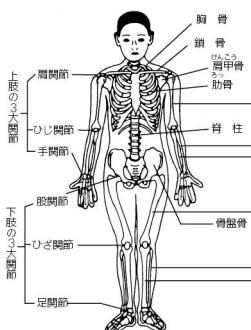
等級	後遺障害	保険金支払割合
第 1 級	①両眼が失明したもの ②咀しゃくおよび言語の機能を廃したるもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの	100%
第 2 級	①1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ②両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随时介護を要するもの ⑤両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第 3 級	①1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ②咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤両手の手指の全部を失ったもの	78%
第 4 級	①両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ②咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③両耳の聴力を全く失ったもの ④1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第 5 級	①1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ②神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥1上肢の用を全廃したもの ⑦1下肢の用を全廃したもの ⑧両足の足指の全部を失ったもの	59%
第 6 級	①両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ②咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③両耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑦1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの ⑧1手の5の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの	50%
第 7 級	①1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ②両耳の聴力が 40 cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	42%

③1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥1手の母指を含み 3 の手指を失ったものまたは母指以外の 4 の手指を失ったもの ⑦1手の5の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの ⑧1足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫外貌に著しい醜状を残すもの ⑬両側の睾丸を失ったもの		
第 8 級	①1眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ②脊柱に運動障害を残すもの ③1手の母指を含み 2 の手指を失ったものまたは母指以外の 3 の手指を失ったもの ④1手の母指を含み 3 の手指の用を廃したものまたは母指以外の 4 の手指の用を廃したもの ⑤1下肢を 5 cm 以上短縮したもの ⑥1上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑦1下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑧1上肢に偽関節を残すもの ⑨1下肢に偽関節を残すもの ⑩1足の足指の全部を失ったもの	34%
第 9 級	①両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ②1眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ③両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができる困難である程度になったもの ⑨1耳の聴力を全く失ったもの ⑩神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫1手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの ⑬1手の母指を含み 2 の手指の用を廃したものまたは母指以外の 3 の手指の用を廃したもの ⑭1足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの ⑮1足の足指の全部の用を廃したもの ⑯外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第 10 級	①1眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ②正面鏡で複視を残すもの ③咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの ⑥1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦1手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの ⑧1下肢を 3 cm 以上短縮したもの ⑨1足の第 1 の足指または他の 4 の足指を失ったもの ⑩1上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪1下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第 11 級	①両眼の眼珠に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ②両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤両耳の聴力が 1 m 以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥1耳の聴力が 40 cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦脊柱に変形を残すもの ⑧1手の示指、中指または環指を失ったもの ⑨1足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したもの ⑩胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第 12 級	①1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ②1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③7 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥1上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑦1下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの ⑧長管骨に変形を残すもの ⑨1手の小指を失ったもの ⑩1手の示指、中指または環指の用を廃したもの ⑪1足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったものまたは第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの ⑫1足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの ⑬局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭外貌に醜状を残すもの	10%
第 13 級	①1眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ②1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの	7%

	<p>③ 正面視以外で複視を残すもの          ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげはげを残すもの          ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの          ⑥ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの          ⑦ 1手の小指の用を廃したるもの          ⑧ 1手の母指の指骨の一部を失ったもの          ⑨ 1下肢を1cm以上短縮したるもの          ⑩ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの          ⑪ 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもののまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p>	
第14級	<p>① 1眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげはげを残すもの          ② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの          ③ 1耳の聴力が1m以上距離では小声を解することができない程度になったもの          ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの          ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの          ⑥ 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの          ⑦ 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの          ⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの          ⑨ 局部に神経症状を残すもの</p>	4%

#### 備考

- (1) 視力の測定は万国式試視力表によるものとします。
  - (2) 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
  - (3) 手指の用を廃したとのとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
  - (4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
  - (5) 足指の用を廃したとのとは、第1の足指は末節骨の半分以上、他の足指は遠位指節間関節以上を失ったのまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
- (注1) 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。
- (注2) 関節等の説明図



別表4 第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項第6条(後遺障害補償保険金の支払限度額)(6)の後遺障害

- ① 両眼が失明した場合
  - ② 両耳の聴力を全く失った場合
  - ③ 両腕（手関節以上をいう）を失った場合または両腕の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
  - ④ 両腕（足関節以上をいう）を失った場合または両脚の3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
  - ⑤ 1腕を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったかまたは3大関節中の2関節もしくは3関節の機能を全く廃した場合
- (注1) ③および④の規定中「手関節」および「足関節」については別表3(注2)の関節等の説明図によります。
- (注2) ③および④の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

別表5 第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項第8条(通院補償保険金の支払限度額)(2)の部位

1. 長管骨または脊柱
  2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等(注)を装着した場合に限ります。
  3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギブス等(注)を装着した場合に限ります。
- (注) ギブス等  
ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいいます。
- 注 1.から3までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表3(注2)の図に示すところによります。

別表6 第5章基本条項第18条(保険金の請求)(2)の保険金請求書類

- (1) 第1章物損害担保条項の保険金請求書類
- ① 保険金請求書
  - ② 保険証券
  - ③ 当会社の定める損害状況報告書
  - ④ 損害見積書
  - ⑤ 保険の目的の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - ⑥ その他当会社が第5章基本条項第19条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行つために近くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (2) 第2章休業損失等担保条項の保険金請求書類
- ① 保険金請求書

#### ② 保険証券

- ③ 第2章休業損失等担保条項第1条(保険金を支払う場合)(1)の事故の場合においては、記名被保険者または供給者等の物件等に損害が発生した事実もしくはその内容を証明する公の機関が発行する書類または当会社の定める事故状況報告書
  - ④ 第2章休業損失等担保条項第1条(保険金を支払う場合)(2)の事故の場合においては、事故が発生した事実もしくはその内容を証明する公の機関が発行する書類または当会社の定める事故状況報告書
  - ⑤ 損害見積書および支出した費用の額が確認できる書類
  - ⑥ 保険の目的の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - ⑦ その他当会社が第5章基本条項第19条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行つために近くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 第3章賠償責任等担保条項の保険金請求書類
- ① 保険金請求書
  - ② 保険証券
  - ③ 公の機関が発行する損害等が発生した事実もしくはその内容を証明する書類または当会社の定める損害状況報告書
  - ④ 損害の原因が盗難によるものである場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - ⑤ 身体の障害の程度を示す診断書(注)および戸籍謄本
  - ⑥ この保険契約が適用される被害の額を証明する書類
  - ⑦ 保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書その他これに代わるべき書類
  - ⑧ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
  - ⑨ その他当会社が第5章基本条項第19条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行つために近くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注) 診断書  
死亡診断書および後遺障害診断書を含みます。

- (4) 第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項の保険金請求書類  
保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

提出書類	保険金種類				
	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
① 保険金請求書	○	○	○	○	○
② 保険証券	○	○	○	○	○
③ 当会社の定める損害状況報告書	○	○	○	○	○
④ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	○	○	○	○	○
⑤ 傷害を被った者が補償対象者の範囲に含まれていることを証明する書類	○	○	○	○	○
⑥ 補償対象者が記名被保険者の使用者である場合においては、傷害が記名被保険者の業務に従事している間に被つたものであることを証明する書類	○	○	○	○	○
⑦ 補償対象者が記名被保険者の下請負人またはその構成員である場合においては、傷害が記名被保険者から請け負った業務に従事している間に被つたものであることを証明する書類	○	○	○	○	○
⑧ 死亡診断書または死体検案書	○				
⑨ 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する補償対象者以外の医師の診断書	○	○	○	○	○
⑩ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○
⑪ 補償対象者の治療内容等について病院または診療所に照会することに関する補償対象者等の同意書	○	○	○	○	○
⑫ 被保険者の印鑑証明書	○	○	○	○	○
⑬ 記名被保険者が法定外補償規定等を定めているときは、その法定外補償規定等の写し	○	○	○	○	○
⑭ 補償対象者等への支払いを証する書類	○	○	○	○	○
⑮ 補償対象者の戸籍謄本	○				
⑯ 補償対象者の法定相続人の戸籍謄本	○				
⑰ 保険金請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○
⑱ その他当会社が第5章基本条項第19条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行つために近くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

- (5) 第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項の保険金請求書類

① 保険金請求書
② 保険証券
③ 傷害を被った者または死亡した者が補償対象者の範囲に含まれていることを証明する書類
④ 傷害が記名被保険者の業務に従事している間に被つたものであることを証明する書類(業務に従事している間に傷害を被つた場合)
⑤ 補償対象者の死亡に伴う保険金請求の場合は、死亡診断書または死体検案書

⑥ 補償対象者の後遺障害に伴う保険金請求の場合は、後遺障害の程度を証明するその補償対象者以外の医師の診断書および補償対象者の治療内容等について病院または診療所に照会することに関する補償対象者等の同意書
⑦ 記名被保険者が費用を支払ったことおよびその金額を証明する書類。ただし、10万円以内の保険金請求分を除きます。
⑧ 被保険者の印鑑証明書
⑨ 保険金請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（第三者に委任する場合）
⑩ その他当会社が第5章基本条項第19条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

## 特約適用規定

保険証券の「特約」または「その他特約」欄もしくは保険証券に添付される契約条件書（兼）明細書の「付帯される特約」欄にコードが記載されている特約および下表の「適用される場合」欄に記載された保険証券の表示内容に応じた特約が適用されます。この冊子に収録されていない特約を締結された場合は、別途特約を添付いたします。

No	特 約 名 称	特 約 コード	適 用 さ れ る 場 合	掲載頁
1	事業活動総合保険追加特約 (一般社団法人日本自動車整備振興会連合会用)	KT-MS111	すべてのご契約	20 頁
2	賠償ユニット不担保特約	C 7	すべてのご契約	27 頁
3	傷害ユニット不担保特約	C 8	すべてのご契約	27 頁
4	新型コロナウイルス感染症に関する費用補償追加条項		すべてのご契約	27 頁
5	保険料分割払特約（一般団体用）	KT-MF110-01	保険料払込方法が分割払の場合	28 頁
6	保険料支払に関する特約	KT-MF003-12	保険料払込方法が一括払の場合	29 頁
7	共同保険に関する特約	C F	すべてのご契約	29 頁





- ア. ①の財物  
イ. 商品・製品等  
ウ. 受託貨物
- ③ 対象敷地内に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等  
④ 対象敷地内へ通じる袋小路およびそれに面する建物等  
⑤ 荷主の日本国内で占有する財物  
(2) (1)の規定にかかわらず、(1)①および②の財物のうち、次の財物は対象物件に含まれません。  
① 自動車  
② 原動機付自転車  
③ 船舶  
④ 航空機  
⑤ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの  
⑥ 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する財物  
⑦ 横木、設計書、図案、雑型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する財物  
⑧ 動物、植物

(6) 当会社は、普通保険約款第2章休業損失等担保条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読み替前	読み替後
<用語の定義（五十音順）> 「復旧期間」	商品流通管理システムの中 断	物流管理システムの中 断
第1条（保険金を支払う場合） (2)(4)	商品流通管理システムの中 断	物流管理システムの中 断
第2条（保険金を支払わない 場合）(3)(1)	設備・什器等および商品・ 製品等	設備・什器等
第2条（保険金を支払わない 場合）(3)(3)	業務用の通貨または商品	業務用の通貨
第2条（保険金を支払わない 場合）(4)(8)	業務用の通貨または商品	業務用の通貨
第2条（保険金を支払わない 場合）(8)	商品流通管理システム	物流管理システム
第2条（保険金を支払わない 場合）(1)(6)	供給者等	荷主
第3条（対象物件の範囲）(1) (5)	供給者等	荷主
第4条（保険金の支払額）①	同条(2)①から⑦までの事由	同条(2)①から④までの事由

(7) 当会社は、普通保険約款別表6（第5章基本条項第18条（保険金の請求）(2)の保険金請求書類）(2)(3)の規定中、「供給者等」とあるのを「荷主」と読み替えて適用します。

(8) 当会社は、第2章休業損失等担保条項の規定中、次の規定を適用しません。  
① 用語の定義の「供給者等」、「商品流通管理システムの中止」および「特定感染症」  
② 第2条（保険金を支払わない場合）(5)

#### 第9条（業務固有補償②－工事業）

- (1) 本条の規定は、被保険者が行う工事業務に起因する事故について適用します。  
(2) この条においては、第1章物損害担保条項第8条（業務固有補償－工事業）(2)の用語の定義を準用します。  
(3) 当会社は、普通保険約款第2章休業損失等担保条項第3条（対象物件の範囲）(1)の規定にかかわらず、次の財物は、対象物件に含まれません。  
① 工事の目的物  
② ①に付随する支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工などの仮工事の目的物  
③ ①または②の工事のための工事用仮設物  
④ 現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物およびこれらに収容されている什器または備品（注1）  
⑤ 工事用材料  
⑥ 工事用仮設材  
⑦ 工事用仮設設備および工事用機械器具ならびにこれらの部品

#### （注1）什器または備品

記名被保険者の使用人等が所有する業務外の目的で使用する物ならびに工事用仮設設備および工事用機械器具を含みません。

## 第3章 賠償責任担保条項

### ＜用語の定義（五十音順）＞

この章において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
警備業務	日本国内において警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく警備業務をいいます。

### 第1条（読み替規定－用語の定義）

当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項の用語の定義の「建設用工作車」および「受託物」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
建設用工作車	次のものをいいます。ただし、ダンプカーおよびユニック車を除きます。 ① ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーバー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーバー、ロータリースクレーバー、ロードスクレーバー（キャリオール）、ロードローラー、除雪用スノープラウ ② バワーショベル、ドラグライン、クラムシエル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモービル、ロッカーショベル、バケットローダー、ショベルローダー ③ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンペイヤー、発電機自動車 ④ コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラック、クレーンカー <sup>※</sup> ⑤ ①から④のものを牽引するトラクター、整地または農耕用トラクター ⑥ ターナロッカー ⑦ コンクリートミキサー車、ミキサー車モービル、コンクリートアジテーター、生コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車 ⑧ ①から⑦に類するもの

受託物	被保険者が占有、使用または管理する他人の財物のうち、次のものをいいます。ただし、受託不動産および動物、植物を除きます。 ① 借用財物 被保険者が借用（所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。）している財物 ② 支給材等 次の財物をいいます。 ア. 記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業（加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。）に使用される材料または部品（既に使用されたものを含みます。） イ. 記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備（既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。） ③ 販売・保管・運送受託物 記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管または運送を目的として受託した財物 ④ 作業受託物 記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業（加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。）の対象物であって、被保険者の所有、使用または管理する施設内（業務の通常の過程として、一時に施設外にある場合および出張作業中（注）は施設内にあるものとみなします。）にある財物 （注）出張作業中 記名被保険者によって、または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業（加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。）の通常の工程において、被保険者の所有、使用または管理している施設外で受託自動車を保管または管理している間をいいます。
-----	---

### 第2条（国外流出製造物等の取扱い）

(1) この条において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
国外流出製造物等	被保険者以外の日本国内に住所有する者により日本国外に持ち出された次のいずれかの製造物等をいいます。 ① この特約が付帯された保険契約に事業所限定補償特約が付帯されている場合は保険証券記載の製造物等 ② この特約が付帯された保険契約に事業所限定補償特約が付帯されていない場合は製造物等 ただし、輸出用製品またはその構成部品もしくは原材料等として製造、販売または提供された製造物等を除きます。

(2) 当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合）(1)および同第5条（保険金を支払わない場合－共通事由）(5)の規定にかかわらず、国外流出製造物等に起因して、日本国外において発生した身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対しても保険金を支払います。

(3) 当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第3条（損害賠償請求地と当会社の支払責任の関係）および同第5条（保険金を支払わない場合－共通事由）(6)の規定にかかわらず、国外流出製造物等に起因して、日本国外において発生した身体の障害または財物の損壊については、被保険者に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合または日本国外で示談が成立した場合でも保険金を支払います。

### 第3条（建具等修理費用）

(1) この条において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貸主	記名被保険者に借用施設を貸付ける者をいい、転貸人を含みます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
借用施設	次のいずれかの施設のうち、記名被保険者が借用している部分をいいます。 ① この特約が付帯された保険契約に事業所限定補償特約が付帯されている場合には、記名被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の業務用の施設 ② この特約が付帯された保険契約に事業所限定補償特約が付帯されていない場合には、記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の施設
建具等修理費用	借用施設を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
他の保険契約等	この条の全部または一部と支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。

- (2) 当会社は、借用施設が偶然な事故によって損害を受け、記名被保険者が借用施設の貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づき負担する建具等修理費用に対して、この条の規定に従い、建具等修理費用保険金を支払います。ただし、借用施設の損害について、記名被保険者が借用施設の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合には、この規定を適用しません。
- (3) 当会社は、保険期間中に借用施設が偶然な事故によって損害を受けた場合にかぎり、建具等修理費用保険金を支払います。
- (4) この条における被保険者は、記名被保険者とします
- (5) 当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項第1節身体の障害・財物の損壊賠償責任条項第6条（保険金を支払わない場合－共通事由）のほか、次の損害に対しては、建具等修理費用保険金を支払いません。
- ① 借用施設の使用もしくは管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、記名被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この規定を適用しません。
  - ② 借用施設の瑕疵によって生じた損害。ただし、保険契約者、記名被保険者またはこれらの方に代わって借用施設を使用もしくは管理する者が、相当の注意をもつてしても発見できなかつた瑕疵については、この規定を適用しません。
  - ③ 借用施設の自然の摩減、消耗、劣化、ボイラースケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、かび、変質、変色、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、ねずみ食い、虫食いその他これらに類似の事由に起因してその部分に生じた損害
  - ④ 借用施設の管球類に生じた損害。ただし、この損害がこの損害以外と同時に発生した場合は、この規定を適用しません。
  - ⑤ 汚損、擦損、かき傷、塗料の剥がれ等の単なる外形上の損傷であって借用施設の機能に直接関係のない損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合は、この規定を適用しません。
  - ⑥ 借用施設に生じた煙または臭気等の付着の損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合は、この規定を適用しません。
  - ⑦ 差押え、収用、徴収、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については、この規定を適用しません。
- (6) (2)の規定により当会社が支払うべき建具等修理費用保険金の額は、1回の事故について1,000万円を限度とします。
- (7) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当会社は、次のいずれかに定める額を建具等修理費用保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から建具等修理費用保険金または共済金が支払われていない場合 この条の支払責任額（注1）
  - ② 他の保険契約等から建具等修理費用保険金または共済金が支払われた場合 損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた建具等修理費用保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。
- (8) 建具等修理費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、記名被保険者が支払う建具等修理費用の額が確定した時に発生し、これを行使することができます。
- (9) 記名被保険者が建具等修理費用保険金の支払を請求する場合は、次のいずれかのものを提出しなければなりません。ただし、当会社がその書類の提出を求めなかつた場合は、提出する必要はありません。
- ① 保険金請求書
  - ② 保険証券
  - ③ 当会社の定める損害状況報告書
  - ④ 損害の原因が盗難によるものである場合は、所管警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - ⑤ 損害見積書
- (6) その他当会社が普通保険約款第5章基本条項第19条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行つたために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (10) 当会社は、事故等の内容または損害等の額等に応じ、保険契約者または記名被保険者に対して、(9)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行つて調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (11) 次のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被つた損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者または記名被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合
  - ② 保険契約者または記名被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なることを記載した場合
  - ③ 保険契約者または記名被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合
- (12) 建具等修理費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、(8)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- (13) この条においては、普通保険約款第5章基本条項の用語の定義の「事故等」および「損害等」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
運送状等	記名被保険者と荷送人との間において、記名被保険者が受託貨物の運送を引受けけることを記した書面をいい、次の事項が記載されているものにかぎります。 ① 荷送人の氏名または名称および住所 ② 荷受人の氏名または名称および配達先 ③ 受託貨物の名称または品名 ④ 記名被保険者が受託貨物を受け取った日 ⑤ 受託貨物の個数、重量または容積
財物の損壊	次のものをおいています。 ① 財物の損傷等。ただし、受託物危険および受託貨物危険においては、財物の紛失、盗取および詐取を含みます。 ② ①の結果発生するその財物の使用不能。なお、使用不能は、その原因となった①が発生した時に生じたものとみなします。 ③ 損傷等のない財物の使用不能。なお、使用不能は、その原因となった事故が発生した時に生じたものとみなします。
下請契約	記名被保険者が他の者から請け負った貨物運送の全部または一部について、他の貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条（定義）第1項に定める貨物自動車運送事業を経営する者に自動車を使用した貨物運送を請け負わせる契約をいいます。
受託貨物	受託物のうち、被保険者が輸送（輸送途上における積替えのための一時保管を含みます。）の全部または一部を寄託される財物および倉庫寄託約款等が適用される財物をいいます。
受託貨物危険	受託貨物に発生したすべての財物の損壊をいいます。
遅配	記名被保険者が荷送人より受託貨物の運送を直接引き受けた場合において、運送状等に記載された受託貨物を記名被保険者が受託貨物を受け取った日の翌日から算して次の日数を合算した日数を経過するまでに荷受人等に対して引渡しができなかつたことまたは不在通知票による通知ができなかつたことをいいます。 ① 集荷を行う場合は、集荷期間として1日 ② 発送期間として1日 ③ 輸送期間として運送距離 170kmごとに1日。ただし、1日未満の端数が生じた場合は1日とします。 ④ 配達を行う場合は、配達期間として1日
荷受人	運送状等に記載された受託貨物を受け取る者をいいます。
荷受人等	次のいずれかの者をいいます。 ① 荷受人 ② 配達先が住宅の場合、その配達先における荷受人と同居する者またはこれに準ずる者 ③ 配達先が住宅でない場合、その管理者またはこれに準ずる者
荷送人	運送状等に記載された受託貨物を送る者をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。
不在通知票	荷受人等が不在のために被保険者が受託貨物の引渡しを行ふことができない場合において、荷受人に對し受託貨物を引渡しをしようとした日時等、受託貨物の引渡しに必要な事項を記載した書面等をいいます。
列挙危険事故	次のいずれかの事由が発生したことになります。 ① 火災 ② 落雷 ③ 破裂または爆発 ④ 風災、雹災または雪災 ⑤ 水災 ⑥ 給排水管、冷暖房装置、冷凍装置、湿度調整装置、消火栓または業務用もしくは家用器具からの蒸気または水の漏出または溢出 ⑦ スプリンクラーからの漏出または溢出 ⑧ 盗難。ただし、侵入した形跡があり、警察でその届出が受理されているものにかぎります。 ⑨ 輸送用具の衝突、転覆、脱線、墜落、不時着、沈没、座礁または座州 ⑩ 共同海損犠牲損害

- (3) 当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項の用語の定義の「施設・業務遂行危険」、「施設構内」、「下請負人」、「損傷等のない財物の使用不能」および「免責金額」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
事故等	事業活動総合保険追加特約第3章賠償責任担保条項3条（建具等修理費用）(2)の事故をいいます。
損害等	事業活動総合保険追加特約第3章賠償責任担保条項3条（建具等修理費用）(2)の損害をいいます。







- ・後遺障害補償保険金の追加支払に関する特約（補償費用担保条項用）
- ・後遺障害補償保険金支払割合変更特約（補償費用担保条項用）
- ・休業補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）
- ・入院院臨時費用補償特約（臨時費用担保条項用）
- ・脳・心疾患等補償特約

### 第3条（業務固有補償②－工事業）

- 1 本条の規定は、被保険者が行う工事業務に起因する事故について適用します。
- 2 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項の用語の定義に、次の用語を追加します。

用語	定義
下請負人	被保険者と締結された日本国内で行う業務の下請契約における請負人をいい、数次の請負による場合の請負人を含みます。

- 3 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項の用語の定義の「補償対象者」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
補償対象者	次のいずれかの者のうち保険証券に補償対象者として記載された者をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者が法人である場合は、その役員</li> <li>② 被保険者が個人事業主である場合は、事業主本人</li> <li>③ 被保険者の使用人</li> <li>④ 被保険者の下請負人およびその構成員</li> </ul>

- 4 この特約が付帯された保険契約に付帯された業務外補償費用補償特約（補償費用担保条項用）およびこれに付帯される特約の規定は、保険証券の補償条件欄に「24時間」と表示されている補償対象者にかぎり適用されるものとします。

- 5 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 1 当会社は、補償対象者が被保険者の業務に従事している間に生じた事故により傷害を被った場合に、被保険者が補償対象者等に対して補償金を支払うことによって被る損害に対して、次のいずれかの金額を、この節および第5章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。ただし、被保険者の下請負人およびその構成員については、被保険者から請け負った業務に従事している間に生じた事故による傷害により被保険者が被る損害に限ります。
  - ① 被保険者が法定外補償規定等を定めている場合  
被保険者が法定外補償規定等に基づき補償対象者等に支払うべき金額のうち、第5条（死亡補償保険金の支払限度額）から第8条（通院補償保険金の支払限度額）までに定める金額
  - ② 被保険者が法定外補償規定等を定めていない場合  
被保険者が補償対象者等に支払うものとして、第5条から第8条までに定める金額

- 6 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項第1条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

### 第1条（保険金を支払う場合）

- 1 当会社は、補償対象者が次のいずれかに該当した場合は、それによって被保険者に生ずる臨時費用に対してこの節および第5章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される特約に従い、保険金として臨時費用保険金を被保険者に支払います。
  - ① 補償対象者が被保険者の役員、被保険者である個人事業主本人または被保険者の使用人である場合は、次のいずれかに該当したとき
    - ア、被保険者の業務に従事している間に発生した事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
    - イ、被保険者の業務に従事している間に発生した事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に別表3の後遺障害が生じた場合
    - ウ、ア以外の事由により死亡した場合
  - ② 補償対象者が被保険者の下請負人およびその構成員である場合は、次のいずれかに該当した場合
    - ア、被保険者から請け負った業務に従事している間に発生した事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死した場合
    - イ、被保険者から請け負った業務に従事している間に発生した事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死した場合
    - ③ 事故現場の保存費用、事故状況の調査または記録費用および写真撮影費用
    - ④ 事故原因の調査費用
    - ⑤ 事故現場の清掃費用等の復旧費用
    - ⑥ 補償対象者の代替のための求人または採用等に関する費用
    - ⑦ その他①または②に掲げる死亡または後遺障害に直接起因して負担した費用
- (1)の臨時費用とは、第1節補償費用担保条項の補償金以外の次の費用で、社会通念上妥当と認められる費用をいいます。
  - ① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
  - ② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用
  - ③ 事故現場の保存費用、事故状況の調査または記録費用および写真撮影費用
  - ④ 事故原因の調査費用
  - ⑤ 事故現場の清掃費用等の復旧費用
  - ⑥ 補償対象者の代替のための求人または採用等に関する費用
  - ⑦ その他①または②に掲げる死亡または後遺障害に直接起因して負担した費用
- (1)の臨時費用は、(1)アもしくはイまたは(1)アもしくはイに該当する場合は、事故の発生の日から、次のいずれかの日まで、(1)ウに該当する場合は、死亡した日からその日を含めて180日目までに要した費用に限ります。
  - ① 後遺障害が生じた場合は事故の発生の日からその日を含めて180日目
  - ② 死亡した場合は死亡した日からその日を含めて180日目

- 7 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項第2条（保険期間と保険金を支払う場合との関係）(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 1 当会社は、次のいずれかに該当する場合にかぎり、保険金を支払います。
  - ① 前条(1)アもしくはイまたは(1)アもしくはイについては、補償対象者が保険期間中に生じた事故により傷害を被った場合

- 2 前条(1)①ウについては、補償対象者が保険期間中に死亡した場合

- 3 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項第5条（保険金の支払限度額）(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 4 (1)の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）(1)①ウに該当した場合において当会社が支払うべき保険金の額は、10万円を限度とします。

- 5 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項第6条（死亡の推定）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

### 第6条（死亡の推定）

補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお補償対象者が発見されないとときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、補償対象者が第1条（保険金を支払う場合）(1)①アまたは(1)②アの傷害によって死亡したものと推定します。

- 6 この条においては、普通保険約款第5章基本条項の用語の定義の「事故等」を次のとおり読み替えて適用します。

用語	定義
事故等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項においては、同節第1条（保険金を支払う場合）(1)に規定する傷害の原因となる事故</li> <li>② 第4章傷害等担保条項第2節臨時費用担保条項においては、同節第1条（保険金を支払う場合）(1)アもしくはイまたは(1)アもしくはイに規定する傷害の原因となる事故、または同節第1条(1)①ウに規定する死亡の原因となる身体の障害</li> </ul>

- 7 当会社は、この特約に下表に掲げる特約が付帯されている場合において、補償対象者が「被保険者の業務の下請負人およびその構成員」である場合については、下表に掲げる特約の規定中「被保険者の業務」とあるのは「被保険者から請け負った業務」と読み替えて適用します。

- ・天災危険補償特約（業務上用）
- ・入院一時金補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）
- ・退院療養一時金補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）
- ・後遺障害補償保険金の追加支払に関する特約（補償費用担保条項用）
- ・後遺障害補償保険金支払割合変更特約（補償費用担保条項用）
- ・休業補償保険金支払特約（補償費用担保条項用）
- ・入院院臨時費用補償特約（臨時費用担保条項用）
- ・脳・心疾患等補償特約

### 第4条（共同施工方式のJV工事の取扱い）

- 1 当会社は、被保険者が共同施工方式の共同企業体の構成員である場合において、その共同企業体が行う工事にかかる業務については、被保険者の業務として取り扱います。
- 2 当会社は、(1)の業務に従事している間に生じた事故により補償対象者が被った傷害については、保険金を支払いません。

### 第5条（分担施工方式のJV工事の取扱い）

- 1 当会社は、被保険者が分担施工方式の共同企業体の構成員である場合において、被保険者が分担する工事にかかる業務については、被保険者の業務として取り扱います。

### 第6条（読替規定－補償金受領証の提出義務）

- 1 当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項第1節補償費用担保条項第13条（補償金受領証の提出義務）(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 1 前条(1)の規定により被保険者が補償対象者等に第5条（死亡補償保険金の支払限度額）に規定する死亡補償保険金を支払った場合には、被保険者は補償対象者等の補償金受領証（注）を保険金を受領した日からその日を含めて30日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に当会社に提出しなければなりません。

## 第5章 基本条項

### 第1条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 2. 賠償ユニット不担保特約

### 第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第3章賠償責任担保条項に規定する保険金を支払いません。

### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## 3. 傷害ユニット不担保特約

### 第1条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第4章傷害等担保条項に規定する保険金を支払いません。

### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## 4. 新型コロナウイルス感染症に関する費用補償追加条項

### <用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
加入単位	被保険者毎、敷地内毎、施設毎等、対象契約の契約方式に準じます。
継続契約	対象契約の全部または一部に対して支払責任が同一の保険契約であって、対象契約の保険期間の末日（注）を保険期間の初日として、か

	つ、被保険者を同一として当会社と締結された対象契約をいいます。 <b>(注) 保険期間の末日</b> 失効日または解除日を含みます。
契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応答日からそれ1年間とします。
事故	施設が新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合に、保健所その他の行政機関が施設の消毒、隔離その他の処置の指示、命令等を行うことをいいます。
施設	対象施設で定める施設、対象施設または営業施設をいいます。
収益防止減少費用	事故発生により営業収益の減少を防止または軽減するために生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。
新型コロナウイルス感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります)であるものにかぎります。
喪失利益	事故発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益をいいます。
損失	喪失利益および収益減少防止費用をいいます。
対象契約	次の①から⑬に掲げる約款に基づき当会社との間に締結された保険契約をいいます。 ① 食中毒・特定感染症利益補償特約(費用・利益補償条項)が付帯された企業総合補償保険普通保険約款 ② 食中毒・感染症補償特約(休業損失補償条項)が付帯された企業総合補償保険普通保険約款 ③ 食中毒・特定感染症利益補償特約(費用・利益補償条項)および企業総合補償特約が付帯された火災保険普通保険約款(一般物件用) ④ 食中毒・感染症補償追加特約(休業損失補償特約用)および企業総合補償特約が付帯された火災保険普通保険約款(一般物件用) ⑤ 食中毒・感染症による休業損失補償特約(店舗)が付帯された店舗総合保険普通保険約款 ⑥ 食中毒・感染症による休業損失補償特約(店舗)が付帯された店舗休業保険普通保険約款 ⑦ 食中毒・感染症利益補償特約が付帯された企業総合保険普通保険約款 ⑧ 食中毒・感染症による休業損失担保特約が付帯されたテナント総合保険普通保険約款 ⑨ 食中毒・感染症利益担保特約条項(生産物特約条項用)が付帯された賠償責任保険普通保険約款 ⑩ 食中毒・感染症利益担保特約条項(旅館特約条項用)が付帯された賠償責任保険普通保険約款 ⑪ 居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項が付帯された賠償責任保険普通保険約款 ⑫ 休業ユニット不担保条項、物流業特約、エコノミープラン特約(企業包括方式用)またはエコノミープラン特約(事業所限定方式用)が付帯されていない事業活動総合保険普通保険約款 ⑬ 食中毒・感染症利益補償特約が付帯された事業活動総合保険普通保険約款
適用期間	令和2年2月1日以降とします。

## 第1条(適用条件)

この追加条項は、保険責任を有する対象契約が適用期間中にある場合に適用します。  
**第2条(保険金を支払う場合)**

当会社は、この追加条項により、対象契約における保険金を支払う場合について定めた規定にかかるず適用期間中に事故が発生した場合に被保険者が施設の消毒、隔離その他の処置に要する費用(注)を支出手することによって被る損害、およびその処置によって営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、保険金を支払います。ただし、事故発生時に保険責任を有する対象契約がある場合にかぎります。

### (注) 施設の消毒、隔離その他の処置に要する費用

付随的に支出する費用を含めます。

### 第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の①から⑦のいずれかの事由に起因して発生した損害または損失に対しては、前条に規定する保険金を支払いません。

- ① 保険契約または被保険者(注1)の故意または重大な過失
- ② 被保険者(注2)の故意または重大な過失による法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装犯難その他これらに類似の事変もしくは暴動(注3)または労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為もしくは秩序の混亂
- ④ 地震、噴火、津波、高潮または洪水
- ⑤ 脅迫または恐嚇等の目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為
- ⑥ 都道府県知事等からの要請に基づく自主休業。ただし、実際に事故があつた場合を除きます。
- ⑦ 対象契約の保険責任開始日の翌日から起算して14日以内に発生した事故。ただし、継続契約を除きます。

### (注1) 保険契約または被保険者

これらの者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

### (注2) 被保険者

被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

### (注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上銳多大な事態と認められる状態をいいます。

## 第4条(事故の通知)

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、事故発生の日時および場所、事故の状況ならびに第2条(保険金を支払う場合)に規定する処置の日時を遅滞なく、書面で当社に通知しなければなりません。

## 第5条(保険金の支払額)

- (1) この追加条項により当会社が支払うべき保険金の額は、対象契約に定める契約の加入単位に応じて20万円とします。
- (2) この追加条項により保険金を支払うべき事故が対象契約の保険期間中に2回以上発生した場合であっても、当会社が支払う保険金の額は(1)の規定に従いながら対象契約の保険期間を通じて20万円とします。
- (3) 当会社は、保険期間が1年を超える対象契約においては、契約年度ごとに(1)および(2)の規定を適用します。

## 第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(注1)がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約等(注1)がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、前条(1)に規定する加入単位に対して20万円を超えるとき(注2)は、当会社は、次の①または②のいずれかに定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等(注1)から保険金または共済金が支払われていない場合 20万円
- ② 他の保険契約等(注1)から保険金または共済金が支払われた場合 20万円から、他の保険契約等(注1)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額

### (注1) 他の保険契約等

この追加条項で規定する内容の全部または一部に対して支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。

### (注2) 20万円を超えるとき

この保険契約の保険期間が1年を超える場合は、契約年度において20万円を超えるときとします。

## 第7条(保険金請求の手続き)

(1) 対象契約における保険金請求の手続について定めた規定にかかるらず、この追加条項において、当会社に対する保険金請求権は、事故が発生し、かつ施設の消毒、隔離その他の処置が行われたまたはその処置を行なう日時が確定した時から、これを使ふことができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から③の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 第2条(保険金を支払う場合)に規定する処置を行なうことが確認できる書類
- ③ その他当会社が必要な事項の確認を行なうために欠くことのできない書類または証拠として当会社が定めたもの

(3) 当会社は、事故の内容等に応じ、保険契約または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行なう調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約または被保険者が、正当な理由なく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくは(3)の書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第8条(適用除外)

当会社は、対象契約のうち、保険期間の初日が令和2年7月1日以降の「休業ユニット不担保特約」・物流業特約、エコノミープラン特約(企業包括方式用)またはエコノミープラン特約(事業所限定方式用)が付帯されていない「事業活動総合保険普通保険約款」においては、「事業活動総合保険追加特約」で定める物流業務のために記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の施設には、この追加条項の規定を適用しません。

## 第9条(普通約款との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項等の規定を適用します。

## 5. 保険料分割払特約(一般団体用)

### 第1条(保険料の払込み)

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。

(2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日(以下「払込期日」といいます)までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回保険料を保険料相当額の集金手続を行なう最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

### 第2条(第1回保険料領収前の事故)

事業活動総合保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます)第5章基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定にかかるらず、当会社は、保険期間が始まった後であっても、前条(2)の第1回保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条(保険料不払の場合の免責)

(1) 保険契約者は、第2回以降の保険料について、払込期日に属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、その保険料の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が(1)の保険料の払込みを怠ったことについて、故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えて(1)の規定を適用します。

### 第4条(第2回以降保険料領収前事故の特則)

保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき第2回以降の保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求を行なうときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、その事故に対する保険金を支払います。

### 第5条(保険料不払の場合の解除)

(1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

- ① 当会社が保険契約を解除できる場合  
ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合  
イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日(以下「次回払込期日」といいます)までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合

- ② 解除の効力が生じる時  
ア. ①アによる解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日  
イ. ①イによる解除の場合は、次回払込期日

- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。
- (3) (1)および(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、普通保険約款第5章基本条項第16条（保険料の返還一解除の場合）の規定により算出した額から未払保険料を差し引いた残額がある場合にかぎり、その保険料を返還します。
- 第6条（追加保険料の払込み）**
- (1) 普通保険約款第5章基本条項第12条（保険料の返還または請求一契約内容の変更の承認等の場合）(1)①または②の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (3) 普通保険約款第5章基本条項第12条（保険料の返還または請求一契約内容の変更の承認等の場合）(1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、次の①または②に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 普通保険約款第5章基本条項第12条(1)①に該当する場合は、保険期間の初日  
② 同条(1)②に該当する場合は、危険増加が生じた時
- （注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (4) (2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、普通保険約款第5章基本条項第16条（保険料の返還一解除の場合）の規定により算出した額から未払保険料を差し引いた残額がある場合にかぎり、その保険料を返還します。
- (5) 普通保険約款第5章基本条項第12条（保険料の返還または請求一契約内容の変更の承認等の場合）(1)③の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (6) 保険契約者が(5)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

**第7条（保険金支払時の未払保険料の払込み）**

保険料の払込みを完了する前に、当会社が1被保険者について保険金額の全額を支払う場合においては、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、保険金の支払われるべき被保険者の未払保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

**第8条（保険料の返還一または解除の場合）**

保険契約が失效となる場合、普通保険約款第5章基本条項第2条（告知義務）(2)、同章第3条（通知義務）(2)または同章第10条（重大事由による解除）(2)の規定により当会社が保険契約を解除した場合、もしくは同章第9条（保険契約による解除）の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、同章第16条（保険料の返還一解除の場合）の規定により算出した額と未払保険料との間に過不足があるときに、その差額を請求し、または返還します。

**第9条（準用規定）**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 6. 保険料支払に関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
保険料	保険料分割払特約（大口用）または保険料分割払特約（一般用）の規定により分割して保険料を払い込む場合には、第1回分割保険料とします。

**第1条（保険料の払込み）**

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行なう最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

**第2条（保険料領収前の事故）**

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故等による損害等に対しては、保険金を支払いません。

**第3条（保険料不払による保険契約の解除）**

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

**第4条（保険契約解除の効力）**

前条による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

**第5条（準用規定）**

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 7. 共同保険に関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
幹事保険会社	保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社をいいます。
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

**第1条（独立責任）**

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受け割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

**第2条（幹事保険会社が行う事項）**

幹事保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑩までに掲げる事項を行ないます。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知の承認または通知の受領
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査

- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

**第3条（幹事保険会社の行為の効果）**

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

**第4条（保険契約者等の行為の効果）**

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。